

予算特別委員会（第1日）会議録

開催日時 令和6年3月7日（木）午前10時00分～午後4時48分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 3番 神谷 直子、
5番 野々山 啓、 6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、
12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克
オブザーバー

議長（4番）杉浦 康憲

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

9番 長谷川広昌
一般3名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、
総務部長、行政GL、行政G主幹、財務GL、
市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、税務GL、
福祉部長、地域福祉GL、健康推進GL、健康推進G主幹、
介護障がいGL、福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、

都市政策部長、土木G L、都市計画G L、防災防犯G L、
上下水道G L、
学校経営G L、学校経営G 主幹、
会計管理者、
監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付託案件

議案第 24 号 令和 6 年度高浜市一般会計予算

議案第 25 号 令和 6 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 26 号 令和 6 年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第 27 号 令和 6 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第 28 号 令和 6 年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第 29 号 令和 6 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 30 号 令和 6 年度高浜市水道事業会計予算

議案第 31 号 令和 6 年度高浜市下水道事業会計予算

7. 会議経過

説（事務局長） 本日は、去る 3 月 5 日の本会議におきまして予算特別委員会が設置され、本委員会に付託されました議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 議案につきまして審査をしていただくこととなります。

つきましては、高浜市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、黒川美克委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長挨拶

臨時委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより予算特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

《委員長選出》

臨時委員長 これより委員長の選出を行います。

お諮りいたします。

選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法がありますが、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（11） 指名推選でお願いしたいと思います。

臨時委員長 ただいま指名推選との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。

指名推選と発言をされた委員にどなたか指名をお願いいたします。

意（11） 荒川義孝委員を指名させていただきます。

臨時委員長 ただいま、委員長に荒川義孝委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、荒川義孝委員が委員長に選出されました。

ただいま委員長に選出されました荒川義孝委員に就任の御挨拶をお願いいたしますが、その前に席の交替をさせていただきます。

委員長挨拶

《副委員長選出》

委員長 これより副委員長の選出を行います。

お諮りいたします。

副委員長の選出方法は、指名推選による方法で行いますか。それとも投票のいずれかにより行いますか。

意（11） 指名推選でお願いします。

委員長 指名推選と発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。

指名推選と発言された委員にどなたか指名をお願いいたします。

意（11） 神谷直子委員を推薦いたします。

委員長 ただいま、副委員長に神谷直子委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

よって、神谷直子委員が副委員長に選出されました。

ただいま副委員長に選出されました神谷直子委員に就任の挨拶を自席でお願いします。

副委員長挨拶

委員長 それでは、本日と明日の2日間の日程を副委員長と協議をいたしたく、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時12分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程につきまして、ただいま副委員長と協議をいたしました結果、本日は一般会計の質疑を行い、明日は特別会計と企業会計の質疑を行い、質疑終了後、当初予算議案に対する採決をしまいたいと思います。

なお、本日審査が予定より早く進んだ場合には、引き続き、議案第25号以降の質疑に進みたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑については、二、三問程度にまとめて簡潔に行っていただくとともに、質疑の重複は避け、発言は議題の範囲を超えないよう簡潔明瞭にお願いいたします。

また、当局におかれましては、質疑に対し簡潔明瞭な適切なる御答弁をいただきますようお願いいたします。

なお、発言する際には、忘れずにマイクのボタンを押してから発言していただき、発言が終わりましたら消していただくようお願いいたします。

この件については当局におかれましても忘れずにお願いいたします。

また、質疑に当たりましては、予算書等のページ数、質疑の趣旨や内容を明確に御説明いただくようお願いいたします。

なお、質疑においては着席のままで結構です。

先般、決算特別委員会において、質疑締切後に何度も質問をして何度も注意された委員がございました。しっかりと話を聞いていただくようお願い

いたします。自身が質問するだけではなく、他の委員の発言や当局の答弁を聞くことも審査の一つでありますので、よろしく願いいたします。

注意事項は以上でございます。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

ただいまから予算特別委員会に付託されました案件の審査を行います。

案件は既に御手元に配付されております議案付託表のとおり、議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 議案であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に許可することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がありますので御了承ください。

これより、議案付託表の順序により会議を行います。その前に、当局から説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にございません。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、一般会計をまず総括について行っていただき、その後、歳入、歳出ともに款ごとに行ってまいります。

《議 題》

議案第 24 号 令和 6 年度高浜市一般会計予算

委員長 まず、一般会計の総括について質疑を行います。

意 (13) 今総括をされてから款項目順と言われたんですけど、地方債補正とか債務負担行為とか、いわゆる款項目にないものについてはどこで質問すればよろしいでしょうか。

委員長 最初の総括のところで質疑をお願いします。

それでは、総括について。

問 (13) 令和 5 年の 12 月議会で鈴木議員が一般質問されて、その中で有識者による抜本的な見直しを行ったという御答弁がございました。これについてどんな事業について見直しをされたのか。それから見直しの内容、これ詳しく教えていただきたいのと、結局それをなぜ教えていただきたいのかというのと、それがどのように予算に反映されたのか、それぞれ事業ごとにお答えいただきたいなと思っております。

それから、今回の予算書の中で総合サービス、それからたかはまスポーツクラブ、こちらにおいての随意契約をされた契約について、どの契約があるのか。それから随意契約の理由についても教えていただきたいと思えます。

それから、これずっとこの間私、口酸っぱく言ってるんですけど。

委員長 ちょっと一旦切らせていただいて、ちょっと倉田委員にお願いあります。

今個々の事業という話がありました。今総括的にお話を聞いていただくというところでもありますので、その都度、予算の個々のところで聞いてください。一々、1 件 1 件今から随契理由について事業ごとに聞いていたら終わりませんので、よろしく願いいたします。

問 (13) 今は総合サービスと・・・。

委員長 ちょっと質問をもう一度変えて下さい。今事業ごと各事業ごとって言われたので、事業ごとでなく総括に関する質問。

不規則発言あり

委員長 今発言の許可してませんよ。今、今発言の許可してません。手を挙げて発言してください。

問（13） だってどんな事業について見直しを行ったのか皆さん分かりませんよね。だからまずどんな事業について見直しを行ったか答えていただかないと皆さん分からないので、それを個々でどこで聞いていいかっていうの分かりませんので、じゃどこでどんな事業を見直されてどこで聞いていいか教えてください。どんな事業を見直したのか全然分からないので教えてください。

委員長 当局のほうにお願いいたします。総括の質疑になりますので、全体的にトータルで答えていただければ結構です。

答（財務） 今年度、行政経営改革ヒアリングを行った理由といたしましては、令和6年度から財政的に非常に厳しい3年間を職員だけの目線ではなくて、専門的な目線を加えて抜本的に事業を見直しながら予算編成に臨んでいく必要があるということから、有識者のヒアリングを試行的に始めました。

ヒアリングの対象案件といたしましては、まちづくり協議会の補助金、町内会関係補助金、マシンスタジオの在り方、高浜市民レガッタ、会計年度任用職員及び総合サービス職員の適正配置と高浜市観光協会活動事業費補助金、社会福祉協議会への補助金の7案件についてヒアリングを行いました。

各個々の主な指摘事項といたしましては、まちづくり協議会、町内会関係補助金では、多くの自治体で自治会の既得権益化等が起き、不祥事に発展するケースがあるといった意見や比較分析することを考慮すると、収支決算報告書の様式を統一させたほうが良いといった意見。

マシンスタジオの在り方では、剰余金や前年度繰越金を鑑みると体力のあるNPO法人であるといえるため、委託料を算出する際に相手の言い値

にならないように注意する必要があるといった意見。

高浜市民レガッタでは、公益性の観点から参加しない市民から納得してもらえる事業であるかといった意見。

会計年度任用職員及び総合サービス職員の適正配置では、ICT推進グループと人事グループ、財務グループがタッグを組んで進めてほしいといった意見。

続いて、高浜市観光協会活動事業費補助金では、高浜市として観光というものをどう捉えるか、どのような観光を目指すといったビジョンを定めることが必要となるといった意見。

社会福祉協議会への補助金では、高浜市の社会福祉協議会の委託事業は、他の自治体と比べて多い印象を受けるといった意見を頂きました。

また、今回のヒアリングに対する指摘を通じて、自治体が実施していくべき事業の考え方を伝えたが、行政の課題は行政のみならず、地域の団体や住民も踏まえ、公共私が一体となり取り組むべきものであるといった報告を受けました。

このヒアリングを行って予算編成を行ったんですが、今回はあくまでも試行的な実施でしたので大きな成果はありませんでしたが、令和6年度の当初予算編成では、マシンスタジオ運営委託料が前年度より約600万円ほどの削減につながりました。

令和6年度においては本格的に行政経営改革をやっていくということで、事業のヒアリングシートを作成し、抜本的に事業を見直しながら予算編成に臨んでいく予定をしております。

委員長 ほかに。

問(11) 総括質疑ということで、予算編成における基本方針3点を吉岡市長が施政方針の中で、抜本的な事業の見直し、ビルド・アンド・スクラップの徹底、重点取組事業への財源配分が未来に繋ぐ変革予算として示されました。

そこで令和6年度実施見込みの事業などの方向性について、サマーレビ

ューにおいて、市長、副市長と意見交換し、第7次高浜市総合計画における本市の目指す将来都市像の実現に貢献する事業を重点取組事業として優先して予算配分を行うこととしたというような施政方針が示されました。

その中で過去最高予算編成になった考え方と特徴をお聞かせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

答（総務部） 一般会計の予算規模が過去最高となった特徴、理由ということでございますが、令和6年当初予算の編成に当たりましては6つの重点取組事業を位置づけております。

1つ目の安心・安全な子育て環境に関する事業では、吉浜北部保育園空調設備更新工事費、吉浜幼稚園長寿命化改修工事費などを計上いたしております。

2つ目の教育環境の向上に関する事業では、港小学校プール解体等工事費、南中学校外壁等改修工事設計業務委託料などを計上いたしております。

3つ目のDX推進に関する事業では、電子契約システム使用料、町内会運営支援システム使用料、キャッシュレス決済導入業務委託料などを計上いたしております。

4つ目の地域環境の保全に関する事業では、カーボンニュートラル推進支援補助金、スマートハウス設備費補助金などを計上いたしております。

5つ目の地域経済の活性化に関する事業では、コミュニティバス運行事業費負担金、高浜市商工会事業費補助金などを計上いたしております。

6つ目の地域共生社会の実現に向けた事業では、重層的支援体制整備事業、健康たかはま21計画策定業務委託料などを計上いたしております。

以上、こういった重点取組事業における新規の事業、そのほか歳出の性質別で申し上げますと、会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給するなどにより人件費が前年度比7,737万円の増額、それと児童手当の制度改正などにより扶助費が前年度比2億2,224万円の増額、衣浦東部広域連合分担金の増額などにより、補助費等が前年度比1億4,194万円の増額となったことなどが過去最高額となった主な理由でございます。

問（11） 私の一般質問の中でも御答弁いただきました案件でありますけれども、過去最高の予算編成になりまして、不安定な経済状況の中であるが、事業者や家庭に大きな影響を及ぼす新たなリスクにも緊縮財政でありながら果敢に取り組んでいくというようなことを述べておられました。

その中でありますけれども、新たに自然災害等、本当に予期できない災害がこれからも起こる可能性があると思いますけれども、どのようにこの状況の変化に対して素早く対応していくことができるのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

答（総務部） 高浜市長期財政計画における財政調整基金の推計では、令和6年度から令和8年度における財政調整基金残高が10億円を下回ることが見込まれております。

その上、DX推進やGX推進、子育て施策などの財政需要も高まりを見せており、新たな行政課題に着実に対応していくことが求められております。

また、原油価格・物価高騰の影響も考慮すると非常に厳しい財政状況での予算編成であったと言えます。

今後特に厳しい財政状況にある3年間を乗り越えるため、やるべきことだけでなくやめるべきことも見極め、将来を見据えた事務事業の最適化を図り、限られた財源の中、新たな行政課題にも着実に対応できるように取り組んでいく必要があると思っております。

本市を取り巻く環境はこれからも大きく変化してまいります。固定概念にとらわれず、事業の必要性を見つめ直し変革に取り組んでいく姿勢や意識が重要となると考えております。

職員一人一人が予算編成を自分事として捉え、知恵や経験、アイデアなど持てる力を最大限に発揮し、見直しを行う際は、今後のDX化に伴う行政事務の変化や効率化を考慮するとともに、新たな財源の確保、経常経費の削減については継続して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（13） 今過去最高の予算編成ということで国も過去最高の予算編成というところなんですけど、それなのに今高浜市、令和6年から8年、今おっしゃってるように10億円を切ってるんですよ。

これずっと私も口酸っぱく言ってるんですけど、最低でも10億円持たなきゃいけないってことを過去ずっと高浜市は言っていたにもかかわらず切ってしまったということで、私これも行財政改革を行うというかも今行っても遅いぐらいだと思ってるんですけど、先ほど言った市長の抜本的な事業の見直し、これも今行財政改革行ってるんですか行っていないんでしょうか。

これ行った結果の予算編成なのか、これから行うのかどうということなのか、そこについて明確な御答弁いただきたいということと。あとやめるべき事業っていうのはどんなことをやめるべき事業として今回予算に上げなかったのかについてもお聞かせください。

答（財務） 行財政改革につきましては、宣言しなくても現在、有識者のヒアリングを使った中で行っていることで、今後も引き続き行っていきたいと思っております。

抜本的な事業の見直しは、例えば公用車の管理方法の見直しによる公用車の台数の削減や、先ほど申したように委託料の事業の見直しにより委託費の削減とDX化に伴う行政事務の変化を考慮した土曜日開庁の廃止を行い窓口業務委託料などの削減を行っております。

また、予算書等の印刷製本費をペーパーレス化により削減につながったと考えております。

問（13） それぞれ今の事業についてどれぐらい削減されたか。これ概算でも結構ですので教えていただきたいと思えます。

それから今の話だと抜本的な行財政改革と思えないんですけど、もしほかであれば教えていただきたいと思えます。

それから、引き続き、予算書の12ページの債務負担行為についてお伺い

したいと思います。

まず、高浜豊田病院運営用地借地料、これが新たに債務負担行為で計上されてるんですけど、これどこの借地でどうして今回このような債務負担行為が上がってきたのか。それから、この土地の借地料についてはどのような積算に基づいた金額になっているのか、平米数もあわせて教えてください。取りあえずそこまでお願いします。

答（財務） 今年度の行政経営改革につきましては、あくまでも試行的に行ったっていうことで削減の費用とかそういったものは今現時点で把握しておりませんが、来年度以降、これを本格的に行うことで抜本的に事業の見直しを行っていきたいと考えております。

答（健康推進） 予算書 12 ページの債務負担行為について、高浜豊田病院の来院者の駐車場の借地につきましては、毎年、単年度で契約をしておりましたが、長期安定的な財政運営につきまして、地権者のほうが御理解をいただけたということで、3年間の固定金額による長期継続契約を御了解いただきましたので、今回、令和7年度、8年度の債務負担行為をさせていただいて、来年の分については別途歳出予算を組ませていただいております。

あわせて、こちらの面積についての御質問に対しては、今、詳細な資料を持ち合わせておりませんので確認させていただきます。該当するところの面積につきましては800平米強となっております。

問（13） 今の土地につきましては、場所、それからどのように積算が出てくるのかについて御答弁がなかったもので、これ後で結構ですので御答弁の御用意をお願いしたいのと。

あと次のページの吉浜交流館の指定管理料、それから女性文化センター及び春日庵の指定管理、これ両方とも7年度から10年度までの4年間ということで、吉浜交流館の指定管理料においては年間が4で割れば1,116万円なんですね。女性文化センターと春日庵の指定管理料は1,321万円ということで、非常に高額な指定管理料でびっくりしたんですけど、これどの

ように積算をされてこのような高額になったのかということと、それからそれぞれたしか自主事業については今後、私びっくりする発言で、市と協議していくって言ったんですけど、結局どのような自主事業があって、それに対してどのような自主事業に対しての歳入を見込んで、それに対してこのような高額な指定管理料が出てきちゃったのか御説明いただきたいと思います。

それから同じく 13 ページの一番下の土地開発公社による公共用地先行取得に要する経費なんですけど、これどこの土地で坪単価、それから面積、購入目的、このあたり詳しく教えてください。

取りあえずそこまでお願いします。

答（土木） 13 ページ、土地開発公社による公共用地先行取得に要する経費ということで、こちらの対象は市道港線の交差点工区からの南側の物件で考えております。約 200 平米ほどの土地を考えております。

答（文化スポーツ） 予算書 13 ページの吉浜交流館の指定管理料と女性文化センター及び春日庵の指定管理料の債務負担の額についての御質問いただきましたけれども、事業者からの提案額を踏まえて、一部募集要項等に沿わないような部分と金額を精査した上で計上しておりますけれども、金額が上がってる理由としましては、主に人件費のベースアップ分。それから、女性文化センター及び春日庵の指定管理者については、来年度以降から春日庵の管理範囲として、屋外トイレの清掃ですとか樹木の剪定といったところも対象範囲に含めたということが増額の主な要因となっております。

それから自主事業につきましては、今、詳細を詰めているところがございますけれども、これまでの定期講座に加えて、一日の単発の講座というものも充実させていくということで検討しております。自主事業の関係の収入としましては受講料収入として、両方の事業を含めて 14 万 6,300 円を充てて事業を運営していくという予定をしております。

問（13） 自主事業が決まっていらないのに金額だけ出てるっていうのがす

ごく不思議なんですけど、この 14 万 6,300 円のこれはどこの施設でしょうか。よく今分からなかったのを教えていただきたいと。

あと、春日庵の屋外トイレの清掃と樹木の剪定、これはそれぞれ幾らで計上されてるのか教えてください。今細かい資料がなければまた後でも結構ですのでしっかりここは教えていただきたいと思います。

結局、今の答弁でいくと吉浜交流館と女性文化センターと春日庵、これそれぞれ自主事業、今、決まっていないうことでしょうか。そこを確認したいと思います。

それから、土地開発公社による土地取得に関する経費なんですけど、坪単価、それから購入目的については今御答弁がありませんでしたので、再度御答弁いただきたいのと、引き続き、地方債についてお聞きしてまいりたいと思います。

14 ページのたかはまこども園駐車場整備事業 2,890 万円。これ以前公社で買い取るということで以前議論した件なんですけど、これ結局は新しい議員さんもみえるので当時の公社での買取金額、それからこれあくまでも地方債ですので、今回市の買取金額。多分後ろに載ってる土地購入費のかなと思うんですけどその確認をしたいと思います。

それから、たかはまこども園の駐車場ということで、これ以前公社で買い取るとき理由は駐車場という理由はなかったと思うんですけど、その確認をしたいと思います。

取りあえずそこまでお願いします。

答（土木） 土地開発公社による公共用地先行取得に要する経費ということで、坪単価につきましてはまだ収用前で今後、詳細を出していくということで今は回答できないということでございます。あと、こちらは道路用地でございます。

答（文化スポーツ） 女性文化センター及び春日庵指定管理料の先ほど御答弁した増額の要因の中で、屋外トイレの清掃と樹木剪定の金額ということですが、合わせてということになります。108 万 6,000 円となります。

それから自主事業の件でございますけれども、先ほど御答弁したのは吉浜交流館の自主事業と女性文化センターと春日庵の自主事業ということの金額でお答えしたものですけれども、まだ決まってないのかというところでございますけれども、例えば定期講座でありますと、年度初めに募集をしていく予定になっております。そちらについては、ソフトピラティスと実用書道といったことを企画しております。

それから単発ものの講座については、時期を様々、例えば夏休みにあわせて行うだとか、秋に行うだとか時期のことがありますので確定ということではございませんが、例えば、吉浜交流館の料理実習室を使って親子や世代間交流をしながら楽しくおやつをつくるだとか、春日庵を使って生け花の講座を行うといったような企画案が上がっております。

答（こども育成） たかはまこども園駐車場整備事業としての地方債につきましては、保育園の維持管理事業の公有財産購入費に該当するものでございます。

当時、公社の取得の際に、令和2年の議会の際に駐車場として使用するということが言われてなかったということでございます。当時、具体的に駐車場等というふうに明言はしておりませんが、たかはまこども園の用地として使用するという目的で購入したものでございます。

問（13） 当時の公社の買取金額については後でも結構ですので、しっかり御答弁いただきたいと思っております。

それからたかはまこども園の駐車場っておっしゃってますけど、当時部長がこども育成グループのリーダーのときは、たかはまこども園の建て替えに要する場所っていうふうに私は記憶してるんですけど、そうなるくと、これ公拡法に基づく買取りは私これ非常に問題があるんですけど、市としては法的な問題はないというお考えでよろしかったでしょうか。

それから、これいつ結局買い戻すのかっていうのは、来年度は来年度ですけど、来年度のいつこれ買戻しをされるのか教えてください。

委員長 倉田委員に申し上げます。

事業の内容に深く入っているので事業の内容ではなく地方債の部分、総合的な部分の質問にとどめていただきますようお願いいたします。

当局の方、答えにくい部分はお答えいただかなくても結構です。

答（健康推進） 先ほど予算書 12 ページの債務負担行為の高浜豊田病院運営用地借地料の借地面積と場所についての答弁ができてなかったのをお答えさせていただきます。

借地面積につきましては、862 平米となっております。

位置といたしましては、高浜豊田病院の西側の場所となっておりますのでよろしく申し上げます。

答（こども未来部） 今回、たかはまこども園の駐車場の部分ですけれども、当時におきましても先ほど話がありました一体的に土地利用が活用ができるという部分も当然ありますし、その中で、園の活用としましては、送迎とかそういったことにも使っていただくっていう話があったかと思っております。

問（13） 答弁漏れがございますのでお願いしたいと思えます。

先ほどの高浜豊田病院の借地料についてはどのように積算されてるのかお示しできなかったの、また後でも結構ですので教えていただきたいのと、あとたかはまこども園に関しては、これいつ買い戻すかってすごい重要な話なんですよ、5年以内に買い戻さなきゃいけないので。いつ公社が買っていつ買い戻すかってのは非常に重要な話なので、これについて後でも結構ですので御答弁いただきたいのと。あと今保護者の駐車場って言われたんですけど保護者の駐車場ということで、今後は職員ではなくて保護者の駐車場としてこちらを活用するんでしょうか。たしかたかぴあの、今の園の東側、そこを融通をつけてお迎えのときとかはそちらを今優先的に使ってると思うんですけど、東側を専用にするということになるんでしょうか。

委員長 ただいまの質問に関しまして予算組んであります。予算のところで聞いてください。

ほかに。

答（健康推進） 債務負担行為の高浜豊田病院の借地料についての算定につきまして答弁漏れがありましたのでお答えさせていただきます。

こちらの借地料につきましては、まず地権者さんのほうからの申し出がありまして、隣接しております商工会との借地料、こちらの金額を参酌をいたしまして決定をさせていただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、次に、歳入の1款から順次質疑を行います。

<歳入>

1 款 市税

委員長 質疑を行います。

問(14) それでは、当初予算書 62 ページ、1 款 5 項 1 目都市計画税では、本年度予算額 8 億 260 万 6,000 円、前年度予算額 8 億 547 万 4,000 円で前年対比 286 万 8,000 円の減額となっておりますが、当初予算書 58 ページ、1 款 2 項 1 目固定資産税では、本年度予算額 40 億 5,762 万 2,000 円、前年度予算額 40 億 2,227 万 9,000 円で前年対比 3,534 万 3,000 円の増額となっているのに、都市計画税がなぜ 286 万 8,000 円の減額になっているのか、その理由をお答えください。

答（税務） お答えいたします。

まず、固定資産税それから都市計画税の予算の積算の考え方については基本同じところがございます。

まず、土地につきましては、御存じのとおり、評価替えに伴いまして路

線価格の上昇、それから農地の宅地化が進んでいることに関しまして、土地の部分については増収を見込んでおります。

一方、家屋につきましては、同じく評価替えに伴いまして、いわゆる新たな経年減点補正率、これは建物の劣化の補正率ですけれども、これを適用されることによりまして減収を見込んでおります。

土地の増収に対して家屋の部分の減収のほうが上回っていることによりまして、都市計画税につきましては、トータルとしては減収を見込んでおります。

なお、償却資産につきましては、固定資産税のみの課税となっておりますので、都市計画税については、土地と家屋の部分の相殺、トータルとして考え、減収と見込むものでございます。

以上でございます。

委員長 ほかに。

問（12） 2点お聞きします。

予算書 58 ページ、1 款 1 項 2 目、法人市民税に関しまして、資料要求の資料 3 にもありますように、法人市民税の不均一課税を実施している県内自治体数 16 自治体、近隣では知立市が実施とあります。

資本金 10 億円以上の法人に対し、法人税割を標準税率 6 % から制限税率 8.4% にした場合、約 1 億円の増収となるかと思えます。

資本金 10 億円以上の法人への不均一課税導入に対するお考えをお願いしたいのと、あと、予算書 62 ページの 1 款 5 項 1 目都市計画税について、物価上昇の悪化、これ非常に負担が重いのではないかと思われます。

現在の税率最高の 0.3% かと思えますが、碧南市や西尾市のようにこの税率を引き下げのお考えはないか、この 2 点お願いします。

答（税務） お答えいたします。

法人市民税の不均一課税の件につきましては、この不均一課税を導入する場合には、対象となる企業の皆様に標準税率を超えた税負担に対しまして御納得いただけることが最も重要でございます。

また、現在の法人税割の基本的な方針としましては、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考え方の下、法人税の実効税率の引下げが行われております。

現時点で本市におきましては、市内の企業の皆様に納得していただける特別な事情が見当たらないことから、資本金等による不均一課税の導入は現時点では考えておりません。

問（12） 都市計画税のほう。

答（税務） お答えいたします。

都市計画税につきましては、都市計画事業に充てる目的税でございます。これは重要な財源となっておりますことから、現時点では引き下げる考えは持ち合わせておりません。

委員長 ほかに。

問（13） 今都市計画税の話が出たんですけど、都市計画税、来年度にこの令和6年度に充てるものについてお答えをお願いしたいと思います。

答（財務） 令和6年度の都市計画税の充当事業といたしましては、公共下水道事業と大清水排水区の雨水対策事業、この2つとなっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、1款の質疑を打ち切ります。

2 款 地方譲与税

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、2款の質疑を打ち切ります。

3款 利子割交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、3款の質疑を打ち切ります。

4款 配当割交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、4款の質疑を打ち切ります。

5款 株式等譲渡所得割交付金

委員長 質疑を行います。

問（13） 国の予算を見ますと、これ今回、国の最高の予算、史上最高なんです、国のほうも。これ見ますと結局株式の収入が非常に増えているということなんですけど、今回、国がそういう状況なのになぜこの株式等の譲渡所得割の交付金がマイナスになっているのか、このあたりお聞かせいただきたいと思います。

答（財務） 株式等譲渡所得割交付金につきましては、愛知県の資料を参考に積算しておりまして、愛知県の資料によりますと株主等に係る譲渡所

得割が減少するという事で交付金のほうも減少となっております。
委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、5款の質疑を打ち切ります。

6款 法人事業税交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、6款の質疑を打ち切ります。

7款 地方消費税交付金

委員長 質疑を行います。

問（13） 地方消費税交付金、こちらでも来年度4,700万円減額になっちゃってるんですけど、この理由についてお聞かせください。

答（財務） こちらの交付金につきましても愛知県の資料を参考に積算しておりまして、減少の理由といたしましては輸入額の減少に伴う貨物割の減少により交付対象となる地方税収の減少が見込まれるということから減額しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、7款の質疑を打ち切ります。

8款 環境性能割交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、8款の質疑を打ち切ります。

9款 地方特例交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、9款の質疑を打ち切ります。

10款 地方交付税

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、10款の質疑を打ち切ります。

11款 交通安全対策特別交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11 款の質疑を打ち切ります。

12 款 分担金及び負担金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

13 款 使用料及び手数料

委員長 質疑を行います。

問 (13) 68、69 ページ、13 款 1 項 1 目の総務使用料についてお伺いします。

こちらで各ふれあいプラザの使用料が計上されてるんですけど、こちら吉浜のふれあいプラザが非常に少ないのかなと思うんですけど、そちらについてはなぜこのように少ないのか教えていただきたいと。

あと、その下 13 款 1 項 6 目の教育使用料における学校開放施設の使用料、こちらが新たに計上されてるんですよね。これ計上された理由、それからこれまでどのようにされていたのかについてもあわせてお聞かせいただきたいと思っています。

それから、条例上の根拠も併せてなぜこういうふうになったのか教えてください。

取りあえずそこまでお願いします。

答（総合政策） 吉浜ふれあいプラザの使用料が少ないというようなところですが、吉浜小学校区には吉浜公民館、ほかのところとは違って公民館もごさいます。そちらを利用される方も多く、構成団体以外の一般利用が少ないため、使用料としてはこのような形となつてごさいます。

答（文化スポーツ） 69 ページの学校開放施設使用料の計上理由ということでごさいますけれども、これまでは指定管理委託料の中に含めて指定管理の施設と学校開放の施設運営というのを行つてまいつたわけでごさいますけれども、令和 6 年度以降は学校開放を切り出して委託という形で業務を行つていただくということにしております。それに伴つて、使用料を計上したということでごさいます。

なぜそういうふうに変えたのかというところでごさいますけれども、これは 12 月定例会の指定管理の議案の中でも少しお答えしていたかと思ひますけれども、学校開放の業務を指定管理の中に入れておくことがなじまないのではないかとということで見直しを行つて、令和 6 年度から対応を改めたものでごさいます。

問（13） 今なじまないっておっしゃつたんですけど、なじまないだけではなく条例上にも何か問題はなかつたのかどうか、どういう形に変えたのかについてあわせてお示しいただきたいのと、あと、これ使用料が入ってくる、入れていただくっていうので委託料で後ろのほうの資料見ますと、委託でやつてそこの学校開放の利用料金だけをここに入ってくるという形になると思うんですけど、これ今までどおり、たかはまスポーツクラブさんがやつてみえてるのかどうかの確認をしたいのと、令和 6 年度の契約ですね。それから、たかはまスポーツクラブさん、これ総務省に提出している令和 4 年度の事業報告を見ますと、これ誰でも見れる資料ですからね、ホームページから。これ施設利用料が 269 万 2,990 円というふうになつたんですね。そういうふうには報告してらるんですよ、国に。だけど今回 281 万 2,000 円になつてらるんですけど、これ何でこの金額になつてらるのか教え

てください。

答（文化スポーツ） 学校開放施設使用料について引き続き御質問いただきましたけれども、学校開放については規則で運営しているというところがございます。指定管理ということであれば、一般的には条例のところでもそういうところを規定していく必要があるというところがございます。

それから令和6年度以降の学校開放業務について、従来どおり、たかほまスポーツクラブにお願いするのかというところがございますが、引き続きたかほまスポーツクラブのところをお願いをしてみたいと思います。

それから3点目の質問で、施設使用料の内閣府に報告されてるホームページの額というところがございますけれども、ちょっと今その資料のほうの手元にはございませんが、今お伺いしてる金額からすると令和4年度の決算額のことかなと推測されます。

問（13） すごいちょっと今の答弁で不思議だったのが、お伺いしている金額っておっしゃったと思うんですけど、お伺いではなくて市が積算されなかったんですか、どういう形なんでしょう。

答（文化スポーツ） 今回の令和6年度の予算計上に当たっては、令和4年度の下半期の実績、それから令和5年度の上半期の実績を基に額を計上しておりますが、先ほど御質問の中でちょっとしっかり聞き取れませんでした、269万円程度の御発言があったものですからそれに対してのお答えを先ほどさせていただいたものでございます。

問（13） さっき私が申し上げた269万2,990円なんですけど、それは総務省に出してる金額なんですけど、市が積算してますよね、もちろん。今後、委託にされるということであれば市が仕様書をつくってると思うんですけど、なのでそこをちょっとお伺いしたっていうふうに言われてるので、そのところをきちんとどういうふうに契約までされるのかされたのか、そこがちょっとよく分からなかったのでもそこをお願いいたします。

委員長 ちょっと倉田委員に申し上げます。

質問の意図、趣旨がよく分からないので簡潔明瞭に分かりやすく質問し

てください。

問（13） だからこの金額になったということの理由がよく分からないので理由をお聞きしたら、またそこで分からないことがあるからしっかりお聞きしないとこれは問題であるからどういうふうはこの金額が出てきたかっていうことについての質問です。

委員長 今問題があるという御発言ありました。何が問題なのか明確していただきたいのと、金額についての説明は答弁されましたので。明確に質問のほう整理して行ってください。

問（13） だからどういう積算に 281 万 2,000 円になったのかは御答弁いただいているのでお願いいたします。

委員長 答弁、前年度ということまで答弁済みだと思いますが。

問（13） 前年度実績って言われると、今のこの 5 年度ですよ、5 年度まだ終わってないんですけどそこから予測して出したということによろしいんでしょうか。そうすると、来年度は 4 年度よりは利用実績が増えるという予測でよろしいんですね。

答（文化スポーツ） 先ほども御答弁しましたけれども、今回の予算計上額というのは、令和 4 年度の下半期の実績、令和 5 年度の上半期の実績の合計ということで計上させていただいたものでございます。

問（13） これ先ほど、たかはまスポーツクラブさんに委託をするという話なんですけど、これについては随意契約でされてるんでしょうか、どうなんでしょうか。

委員長 倉田委員に申し上げます。この件につきましては議題の範疇を超えておりますので、委託料という部分ですので質問のほう控えてください。

問（13） 随意契約なのか、入札かによって本当にその金額が適正なのか、随意契約の理由が適正なのかをお聞きしなければ、はっきりとこれすごく予算に大きな意味をなすことだと私は思っていますのでお聞かせください。

委員長 予算の審議の意味をよく御理解ください。今歳入の部分に入っておりますのでこちらのほうで事業のところで聞いてください。

ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

14 款 国庫支出金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款の質疑を打ち切ります。

15 款 県支出金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、15 款の質疑を打ち切ります。

16 款 財産収入

委員長 質疑を行います。

問 (13) 財産収入の 16 款 1 項 1 目の部分で、地域交流施設内の自動販売機設置貸付収入でございますけど、これはどこからの収入になるのか、それから設置についての公募はどのようにされてるのか。

それから電気代の負担ってというのはどのようになっているのか教えてください。

答（文化スポーツ） 予算書 83 ページの地域交流施設内の自販機の設置の貸付収入について御質問いただきました。

相手方は、高浜市総合サービス株式会社でございます。この設置に当たっては、令和 2 年度に公募を行って選定をしております。それから電気代については今 16 款の御質問でございますけれども、雑入のほうで計上しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑はないようですので、16 款の質疑を打ち切ります。

17 款 寄附金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、17 款の質疑を打ち切ります。

18 款 繰入金

委員長 質疑を行います。

問（13） 84 ページ、85 ページ、18 款 1 項 1 目の基金繰入金について、それぞれ繰入金が 11 項目ございます。

これ繰り入れた後の額についてそれぞれお答えください。

答(財務) 令和6年度当初予算編成後の基金残高について申し上げます。

財政調整基金は約9億4,600万円、奨学基金は約1,400万円、たかはま夢・未来基金は約60万円、職員研修基金は約200万円、地域福祉基金は約240万円、公共施設等整備基金は約1億9,000万円、教育振興・子育て支援基金は約100万円、まちづくりパートナーズ基金は約560万円、森林環境譲与税基金は約60万円、港湾環境対策基金は約3,000万円、都市計画事業基金は約5,700万円となっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、18款の質疑を打ち切ります。

19款 繰越金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、19款の質疑を打ち切ります。

20款 諸収入

委員長 質疑を行います。

問(5) 予算書の88、89ページをお願いいたします。

20款4項2目の雑入の広告料収入ですけども、どのような内容の広告で、何社が協賛してくださっているのか。

また今後増やしていく予定があるようでしたらお聞かせください。

答（総合政策） 広告料収入の部分ですが、総合政策グループとしましては、広報への広告とホームページのバナーというところで計上してございます。

令和5年度、最新の3月5日時点でのものでは、広報の広告では87枠に企業の方々が広告を出してくださっています。

ホームページバナーにつきましては、現在8社がバナー広告を出しているというところでございます。

令和6年度の当初予算、この金額につきましては、少しやり方を変えようと考えておりました、近隣市も結構広告代理店を導入してやっているような形が増えてますので、そういったような形で令和6年度していこうと思っこの金額にしております。

答（行政） 広告料収入は、行政グループの持つておるものもございまして御説明いたしますと、本庁舎の1階の南玄関の風除室に設置されております市内地図に案内図の広告料、これがございます。

また、公用車にも企業さんの広告を掲載してございます。これは令和6年度も引き続き行ってまいりたいと存じます。

答（経済環境） 広告料収入につきましては可燃ごみの袋の広告掲載に伴う収入もございまして、対象は12事業者でございます。

ごみ袋への広告掲載ということでございますのでスペースの関係もございまして、引き続き現状の形で進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、20款の質疑を打ち切ります。

21 款 市債

委員長 質疑を行います。

問（13） 21 款 1 項 2 目の民生費のたかはまこども園駐車場整備事業、こちらについて先ほどのお話をここでしていただけたらと思うんですけど、お答えいただけないでしょうか。

それから、引き続き、次ページの 92、93 ページの 4 目の教育債の美術館・図書館の改修事業なんですけど、こちらの教育債にあたる改修事業で防災設備と給排水設備とか屋上防水とか外壁とかいろいろあったんですけど、結局これは全部全てにおいて、これ、本館の市債になるのか、どこの市債になるのか、それから事業内容についても確認したいと思います。

委員用 倉田委員の質問について今ちょっと申し上げます。

たかはまこども園に関する質疑ですが、予算組んでありますので答えるならそちらでお答えいただければと思います。

美術館の件、ともに歳出のほうでお答えいただくようお願いいたします。
ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、21 款の質疑を打ち切ります。

以上で歳入についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 25 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出の 1 款から順次質疑を行います。

〈歳出〉

1 款 議会費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、1 款の質疑を打ち切ります。

2 款 総務費

委員長 質疑を行います。

問（1） それでは、2 款総務費について3 点ほどお聞きしたいと思えます。

まずは予算書の 99 ページ、主要・新規事業のナンバー 2、2 款 1 項 3 目 市民活動支援費の中の市民活動運営事業の町内会運営支援システム使用料についてお聞きしたいと思えます。

この事業は、12 月定例会において、私ども市政クラブの同僚議員が提案したことが実現されるものだと思っております。この町内会運営支援アプリ、電子回覧版、これを導入していくということですが、このモデル町内会に導入するということだと思っておりますが、この選ばれたモデル町内会の会員さんの全ての世帯、どうやって電子回覧版に参加してもらうということを考えているのか。

また、モデル事業ということで、最初、アプリがβ 版を導入ということになっておりますが、本格導入した場合にβ 版から移行できるのかどうかをお聞かせください。

答（総合政策） 主要・新規事業ナンバー 2、町内会運営支援システム使用料でございます。2 点御質問いただきました。

まず参加の部分につきましては、町内会行政連絡会の中でもお話をする

中で、実際、使い方の部分につきましては、説明会を開催したいと思っております。使い方をしっかりと説明する中で、町内会の中で、会員さんにもしっかりお伝えいただいて参加を促していきたいと思っております。多くの方に使ってもらえるということを望んでおりますので、そのようにしっかりとしていきたいと思っております。

あと、実際モデルで町内会に使っていただいて、もっとこうしたほうが良いというところがあれば、そういったところも改善しながら、実際、本格導入して、その効果を見ながら広げていくかどうかというところを検討していきたいと思っております。

委員長 β版の件はよろしいですか。

問（１） それでは続いて、同じく２款１項３目市民活動支援費の予算書で言いますと 101 ページ。主要・新規事業のナンバー３の地域内分権推進事業、南部ふれあいプラザ耐震補強工事費等についてお聞きします。

ここ昨年秋から、使用できなくなっていた南部のプラザが実施設計も終わって、令和６年 12 月に終了する予定で工事が進むということで、少し安堵しております。

この工事費なんですけれども、当初言われてた金額をちょっと大分安くなったのかなと思うんですけれども、この工事、どのような内容なのかということと、また工事項目ごとの金額っていうのがどうなっているのか。

それともう一つ、公共施設の太陽光パネルの設置計画ですと、令和６年度に南部ふれあいプラザにも設置という予定になっておりますけれども、今回の工事には含まれていないということではよかったでしょうか。

答（総合政策） ３点御質問いただきました。主要・新規事業ナンバー３、南部ふれあいプラザ耐震補強工事費等でございますが、こちら、当初、概算としてお話ししておりましたのが 3,129 万円という工事費でございましたが、今回 1,608 万円というようなところで、この金額でございますが、詳細設計を行っていく段階で耐震補強の方法が若干変わりました、より安価な補強工事で耐震基準を満たせるというようなことになりましたので、

そのような形にしていくのですが、実際どのような工事というところですが、1階天井部分の水平ブレースの取り替え、全面ですね。あわせて1階外壁部に6か所のブレース補強を行います。あと、1階内壁から天井にかけての方杖補強を4か所、実施をいたします。その他、工事に伴う内装等の復旧工事を予定をしております。

耐震補強工事の費用の内訳でございますが、税抜の金額で答弁いたしますが、建築工事、こちらが直接仮設工事、防水工事、外壁改修工事、アルミ製建具工事、木製建具工事、塗装内装改修工事、耐震改修工事でございますが、建築工事が一式で751万6,000円。

耐震改修工事に伴う照明器具等の撤去復旧工事ということで電気設備工事一式で100万円。耐震改修工事に伴う空調機器等の撤去復旧工事、給排水の衛生空調換気設備工事一式で100万円。加えて、共通仮設費で122万円。現場管理費で183万4,000円。一般管理費で204万8,000円に消費税というような形の内訳となっております。

また、ソーラーの部分でございますが、ソーラー設置費用につきましては、今回の工事費には含まれておりません。また、別途そちらは予算をお願いしていくことになるかと思っております。

問（1） それではもう一つ。引き続きまして、予算書の111ページ、2款1項12目企画費についてですが、みんなでまちづくり事業、こども若者会議運營業務委託料についてに関連したことですが、12月の一般質問で市政クラブの議員が若者が挑戦できる仕組みについて質問したところ、市民予算枠事業交付金の協働推進型の中に若者応援型というタイプを新設し、との答弁がありました。

この若者会議と市民予算枠事業について、どのように考えているのかお聞かせください。

答（総合政策） 御質問いただきました、若者の支援の部分でございますが、市民予算枠事業協働推進型というタイプの中で、今、規則改正を行って、若者応援版という若者の支援に特化した制度を構築しているとい

うところでございます。

内容としましては、市内に在住し、かつ事業の実施年度末日において13歳から39歳までの個人または当該個人を中心として構成された団体を対象に交付限度額30万円を限度としまして募集をかけて、その提案が出てきましたらその提案を審査委員会での審査を経て交付決定をするというようなことを考えておりまして、実際、令和6年度のものにつきましては、4月1日号の広報配布に合わせて募集を行っていきたくと思っています。

問(14) それでは、3点ほど質問させていただきます。

当初予算書98ページ、2款1項2目文書管理費、訴訟等業務委託料365万円の内容についてお答えください。

2点目、当初予算書102ページ、2款1項7目職員管理費、職員互助会市負担金203万4,000円の積算根拠と住宅借上手数料11万2,000円と火災保険料2万円と行政問題解決研修委託料114万6,000円と職員住宅借上料169万4,000円と職員派遣事業負担金65万6,000円と運転記録証明書交付手数料2,000円の内容についてお答えください。

3点目、当初予算書132ページ2款8項1目基金費で都市計画事業基金利子積立金が7万9,000円計上されていますが、積立金額をお答えください。

先ほど柴口委員の質問にもありましたけれども、都市計画税は都市計画事業を実施するための目的税ですので、積立てをするのであれば税率を軽減すべきだと思いますが、考え方をお答えください。

答(行政) 98ページ、2款1項2目文書管理費、訴訟等業務委託料についてお答えします。

こちらは、現在市に3件の訴訟が係属してございます。勤労青少年ホーム、旧研屋児童遊園、国家賠償請求事件、この3件の事件を含めたものでございます。ただ、こちら、訴訟というのはちょっと相手のあることでございますので、またこちら新しい訴訟などが来た場合につきましては、こちらの科目で対応したいと思っております。

額といたしましては、直近3か年の平均値をとっております。

答（秘書人事） 105 ページ、2款1項7目職員管理費の職員の福利厚生事業の職員互助会市負担金、203万4,000円の積算根拠でございますが、職員給料の1000分の2となっております。

続きまして、職員の研修事業の住宅借上手数料11万2,000円と火災保険料の2万円、職員住宅借上料の169万4,000円でございますが、いずれも厚生労働省に派遣している職員のアパートを借上げるための費用でございます。

また、行政問題解決研修委託料114万6,000円でございますが、こちらは職員に必要となる能力を職層別に身につけるための研修費用となっております。具体的には、1から4年目の職員には、文書作成力向上研修であるとか、管理職対象にはワークライフバランス研修等を予定しております。

次に、職員派遣事業負担金65万6,000円でございますが、これは主に自治大学校の負担金が主なものでございます。

最後に、職員の衛生管理事業の運転記録証明書交付手数料2,000円でございますが、こちらは安全運転管理者を登録するに当たりまして、運転記録証明書の提出が必要であるため、そのための費用でございます。

答（財務） 予算書133ページ、都市計画事業基金利子積立金の質問でございますが、都市計画事業基金の先ほどもお答えしました当初予算編成後の残高は約5,700万円となっております。

この5,700万円につきましても、令和7年度に予定をしております大清水排水区の雨水対策事業の工事費に全て充当していきたいと考えております。また、その後の都市計画税の活用といたしましては、令和8年度まで公共下水道事業が大幅に増加することが見込まれておりますから、そちらに充当する予定をしておりますので、現時点で税率を下げる考えはありません。

問（6） 2点お願いいたします。

主要・新規事業の 10 ページ、ナンバー 4、みんなでまちづくり事業なんですけれど、こども若者会議の参加者募集はどのような形で考えているのかということと、もし予定の 30 人を超えた場合、どのようにするのか教えてください。

あと 1 点、主要・新規事業の 16 ページ、ナンバー 7、ICT 推進事業なんですけれど、このキャッシュレス決済の使用できるものってというのはこれから決まっていくものかもしれないですけども、決済手数料が高いものもあるかと思います。今の段階で使用できないものが予想できましたら教えてください。

答（総合政策） 主要・新規事業ナンバー 4 のこども若者会議運営業務委託料に関する御質問ですが、まず募集の方法でございますが、対象が小学校高学年から大学生というところをターゲットにしておりますので、教育委員会さんとも連携したり、高校、あと様々な大学にもちよっとお声をかけて募集をかけていきたいと考えてございます。

また 30 名定員として、今 30 名程度集めるというような形をとっておりますが、あくまで目安でございます。超えた場合、どれぐらいを一緒にやっていたらいいのかというところは受託者との協議もありますが、なるべく多く集まった分はせっかくです所以对応していきたいと考えております。

答（税務） 主要・新規事業のナンバー 7、キャッシュレス決済導入業務委託についてお答えいたします。

決済手段につきましては、まだこれから業者決定をしていきますので、これは想定でございますけれども、一つはクレジット決済、もう一つは交通系 ID といった電子マネー。あともう一つはペイペイなどといった QR コード決済、これらを考えております。

問（3） 主要・新規事業のナンバー 1、予算書では 97 ページ、2 款 1 項 1 目の入札契約検査管理事業、これ、PDF とかの電子契約のことだと思うんですけど、これ民間とかでも始まっていますが、高浜市が取り入れることでの課題などありますでしょうか。収入印紙が削減されるっていうの

は業者側にとってはメリットだと思うんですけども、高浜市が取り入れることでの課題があるかどうか、また近隣市の状況を教えてください。

あと 111 ページの総務費、2 款 1 項 12 目、先ほどから出てます市民予算枠交付事業について、協働推進型の若者のほうはいいんですけど、今までいろんな市民の方が市民予算枠を使っていろんな事業をされていた。コロナ禍があつたりして市民団体の活動等がなかなかできずに継続が難しいという団体があつたような感じが私の中なんですけど、そういったのはなかったのかどうかっていうことと、この予算は何団体でどのような事業をされていくのか教えてください。

答（財務） 主要・新規事業のナンバー 1、電子計算システム使用料の導入についての課題といたしましては、今考えられる課題としまして 3 点ほどありまして、まず 1 点目は、現在、紙で行われている事務手続の抜本的な見直しが必要となるということ。

2 点目は、電子処理を行うもの全てに共通することですが、セキュリティの確保が最も重要となってきます。

3 点目といたしましては、電子契約は契約締結について、発注者と受注者の双方の合意があつた契約において御利用いただくため、市が単独で実施できるものではなく、契約の相手方となる事業者の理解と協力をいかに得るかも大きな課題であると考えております。

もう一つの質問の近隣市の状況につきましては、西三河 5 市、碧南、刈谷、安城、西尾、知立全て導入に向けて現在検討中と聞いております。

答（総合政策） 予算書 111 ページのみんなでまちづくり事業の市民予算枠事業交付金のところでございますが、こちらの予算の中で一括交付型というのはまちづくり協議会を主にターゲットとしてる部分もこちらは入っておりますが、御質問の協働推進型のところでございます。

団体さんからの問合せは、随時、御相談を受けておりまして、言われるようなことも受けておりますが、来年度につきましては、やめるというようなところはないというようなところでございまして、令和 6 年度につき

ましては、11 団体 12 事業を協働推進型では予定しております。

問 (12) 予算書 97 ページの 2 款 1 項 1 目、2 会計年度任用職員管理事業につきまして、報酬と給料とに分けてありますけれども、このパートタイムが報酬でフルタイムが給料という認識でよかったかどうか。

あと、予算書 105 ページの 2 款 1 項 8 目、1 広報広聴事業に関しまして、市民記者広報作成謝礼として 6 万円とありますが、人数とか仕事内容等について詳しくお願いします。

あと、予算書 111 ページ、2 款 1 項 12 目、5 アシタのたかはま研究事業、この負担金として、幸せリーグ加盟自治体負担金と地域に飛び出す公務員を応援する首長連合負担金がありますが、それぞれについて、どういものかをちょっとお願いします。

あともう一つ、119 ページ、2 款 1 項 18 目、1 防災活動事業に関しまして、委託料で家具転倒防止器具取付委託料として 5 万 8,000 円上がっておりますが、これは何件の取付けを想定しているのか、またこれまで何件の取付けを行ってきたのか。以上、4 つお願いします。

答 (秘書人事) まず 97 ページ、会計年度任用職員の事業のところ報酬と給料の違いということですが、会計年度任用職員については報酬、給料については正職の給料になっております。(後述訂正あり)

答 (防災防犯) 家具転倒防止につきましては、本年度は 10 件分をお願いしてございます。

過去につきましては、直近では今年が 2 件の問合せがあったという状況でございます。

答 (総合政策) 予算書 105 ページ、広報広聴事業の市民記者の謝礼のところでございますが、現在、市民記者については、お二方見えます。

仕事の内容としましては、市内でいろんなイベントがございます。広報担当のほうでも取材に行けるのはちょっと限りがありますので、そういった市民記者に協力いただいて、そのところの写真を撮ってきていただいて、広報等々で使用させていただくというようなことをしております。

次が、予算書 111 ページ、アシタのたかはま研究事業の負担金でございます。まず、幸せリーグ加盟自治体負担金でございますが、住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合ということで、住民の幸福の追求という共通使命のもと、志を同じくする基礎自治体が相互に学び合い高め合うことを通じて、真に住民本位の自治体運営を実現し、誰もが幸福を実感できる温かい地域社会を築いていくことを目的として設立された幸せリーグの加盟に関する負担金となっております。内容は年 1 回の総会と、あと実務者会議が年数回開催をされております。また意見交換会も実施をしております。

次に、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合負担金につきましては、地域に飛び出す公務員を応援するため、公務員の地域活動や社会貢献活動を促進する。こちらは、前総務省の自治財政局長が発起人となって平成 20 年 10 月に地域に飛び出す公務員ネットワークが立ち上がりました。それ以降、地域に飛び出す公務員同士の連携にこちらは役立っているというところがございます。こうした公務員の活動を応援しようと 39 人の首長が発起人となって、住民との協働や新しい公共の実現を目指して設立された団体でありまして、年に数回、意見交換等が開催をされておりますし、情報提供をいただいているというところがございます。

答（秘書人事） 予算書 97 ページ、先ほど答弁がちょっと私勘違いしております。会計年度任用職員の報酬 6 名と会計年度任用職員の給料 1 名、この違いでございますが、すいません、会計年度任用職員の給料に関しましては、運転手の給料になっております。技能労務職ということで給料という扱いにさせていただいているところがございます。（後述訂正あり）

問（12） 会計年度任用職員の給料で、これは運転手ってことで、今、831 万 4,000 円上がってますけど、これ 6 人と 1 人合わせた金額ということでしょうか。

答（秘書人事） はい、あわせた給料になってございます。

問（12） そうしますと、6 人と 1 人の内訳をお願いします。

答（秘書人事） 会計年度任用職員、運転手の給料ですが 267 万 7,000 円。
あと I C T 推進グループで会計年度、あとは秘書人事グループのほうでも
予算を計上して、財務グループでも予算を計上しております。差額に 267
万 7,000 円とする差額になります。（後述訂正あり）

問（12） あと 3 点をお聞きします。

予算書 119 ページ、2 款 1 項 18 目、1 防災活動事業に関しまして、倉庫
撤去工事費が上がっておりますが、どこの倉庫かお願いしたいのと。

あと 121 ページ、2 款 1 項 20 目、2 社会福祉費支給事業等補助金返還金
につきまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（高浜エコハウ
ス整備分）返還金とありますが、この返還金について詳しくお願いしたい
のと。

あと最後 131 ページ、2 款 8 項 1 目、1 基金運用事業に関しまして、教
育振興・子育て支援基金積立金として 7,400 万円上がっておりますが、今
後の用途についてお願いします。

答（防災防犯） 予算書 119 ページの倉庫撤去工事費でございますが、春
日町七丁目地内でございます高浜市水防倉庫でございます。

答（介護障がい） 2 款 1 項 20 目の地域介護・福祉空間整備等施設整備交
付金返還金でございますが、エコハウスの中で商工会さんにお貸しをして
いる部分の補助金の返還金ということでございます。

答（財務） 予算書の 131 ページ、教育振興・子育て支援基金積立金の使
途、充当先ってということなんですが、7,400 万円全て主に子供たちの教育
環境の向上につながる事業ということで、G I G A スクール構想の推進に
関わる事業に充当しております。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 13 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可します。

答（秘書人事） 先ほどの12番委員の答弁におきまして、答弁の訂正をお願いいたします。

予算書97ページの2款1項1目、総務管理費の会計年度任用職員管理事業の会計年度任用職員給料1人につきまして、先ほど答弁したとおり249万8,000円でございますが、こちらは報酬ではなく2節の給料の2億1,625万6,000円の中に入っておりますので、訂正をお願いいたします。

委員長 ただいまの当局の発言の訂正を許可いたします。

それでは、午前中に引き続き、2款総務費について質疑を行ってまいります。

問（11） それでは117ページ、防犯活動推進事業ということで、新規事業に載っていると思いますけども、ここに高浜市防災ネットワーク会議で各町内会・まち協会の意見を反映させてということでもありますけれども、防犯ネットワーク会議の会議体の在り方を少し説明していただきたいということと、地域単位で防犯カメラの設置というところでもありますけれども、まち協あるいは町内会ということで、ざっと言うと高浜、昔で言うと高浜町、吉浜町、高取町という地域単位なのか町内単位なのかということがちょっと教えていただきたいのと。

それから保管データをどう活用するのか、これも教えていただきたいということと、一番大事なのは設置場所によってはプライバシーの侵害に当たると思われますので、プライバシーについての配慮ということも考えての設置だと思っておりますけども、ここら辺のことを少しお話をいただきたいと思っております。

答（防災防犯） まず高浜市防犯ネットワーク会議でございますが、こちらは高浜市が主体で取付けをします防犯カメラ、これは令和8年度を目途に50台体制にしたいというところがございますが、どこに設置をするかというところで、防犯ネットワーク会議の皆様の御意見を聞きながら設置を

しているものでございます。

続きまして、今回の補助金の関係でございますが、補助対象者をまちづくり協議会及び町内会という形でしておりますが、この二つに限定をさせていただいたのは、こちらの団体の皆さんは地域自らの目で地域を守ってきた実績がございますので、危険箇所等をよく熟知をされておられるであろうということで、このように設定をさせていただいております。したがって、設置する場所につきましては、当然その皆様方、町内であれば町内会の中になるのではないかと、まち協であれば小学校区単位の区域になるのではないかとというふうに想定をしております。

続きまして、保管データの考え方でございますが、今回の制度につきましては愛知県自主防犯活動促進事業費補助金交付金を活用して整備をしてみたいと考えております。

したがって、県のガイドラインに沿ったことを想定しております。その中で、保管のデータの在り方について、どのような形になるかとという特徴的なことといたしましては、保管したデータを見れる管理責任者を設置してくださいというふうに設定しております。これは、市でやっている防犯カメラも管理責任者を設定しますが、今回町内会の皆様、あるいはまちづくり協議会の皆様が設定した場合にも、管理責任者を設定してくださいという形にしております。

また、内容につきましても我々のほうで、ある程度ひな形をつくらせていただいて、県のガイドラインで示しておられる運用基準というのがございますので、それをベースにいたしまして、いわゆる虫食いというか穴があいたような状態でそこに責任者を誰にしますかというような形のものをつくっていただくことを想定しております。

最後にプライバシーの問題でございますが、管理責任者のほかに、今回の補助対象として公共の空間を写してくださいということが原則になっております。これは市の設置しているものと同じ扱いを想定しております。市のほうでも例えば民地が写った場合にはそこは網かけをしてくださ

いとか、撮影を角度を変えてくださいということをお願いしてまいりたいと考えております。

補助申請の際にそのようなところを確認しながら、プライバシーについては保護してまいりたいと考えております。

問（11） そうすると、設置後の管理というところですね。どういう管理をしていくのか。市が管理するのか、町内会で管理していくのか、まち協で管理していくのかというところを少しお話をしていただきたいということと。

それから夜間防犯パトロール委託料もありますけども、当然、まち協の皆さん方も町内会の皆さん方と一緒にパトロールをしていただいておりますわけですけども、今後はこの防犯カメラとあわせて防犯対策ということで夜間パトロールも継続していくという考えでよろしいでしょうか。

答（防災防犯） 今回お願いをしております防犯カメラの設置費補助金の維持管理費につきましては、設置者であるまちづくり協議会さんまたは町内会さんのほうでお願いをしているところでございます。

また、夜間パトロールにつきましては、委員御指摘のとおり、補完をするという形で、今回、防犯カメラ設置費補助金を創設したいと思っておりますので、継続をお願いしてまいりたいと考えております。

問（10） 先ほども質問出てましたけども、総務管理費の3目の市民活動支援費の中の町内会運営支援システムの使用料ですけども、金額的にはたいした金額ではないんですが、我々市民に近いレベルの中で懸念されるのは、この方向でいくんだという決定事項の中でやっていくのかどうか。というのは、何が起こるかという、例えばスマホを持ってないとか、あるいはタブレットを持ってないとかっていう、そういう世帯はどうするのか。紙のものは一切もう今後3年後からは出しませんというぐらい、我々議会でもタブレットを入れるときにはそれぐらいの覚悟を持ってやってきたんですね。その辺のところを今、連絡協議会等で御意見を伺っていると思いますので、どれぐらいのレベルの話が進んでいるのかをちょっとお聞か

せただけかなと思います。

答（総合政策） 当初予算書 99 ページの市民活動事業、町内会運営支援システム使用料の部分でございますが、今、御質問いただきましたように、我々、目指してる部分につきましては、広報の情報発信のところでおりますが、デジタル化というところを最終的には目指しております。ただ、やっぱり過渡期の部分もございます。

町内会行政連絡会では、一度こういったものを導入を検討していきたい、御協力いただける町内会につきましては、御協力をいただきたいと呼びかけをしておりますが、具体的にまだどんなシステムというところはお示しがまだできていないというところがございますので、今後、その部分をしっかり示しながら、目指すは最終的には完全デジタル化ですが、その過渡期の間については、やはり紙媒体も必要かとは思っております。

ただ、スマホ持ってないとか使い方が分からないというようなところについて、町内会員同士で教え合うとか、そういったつながりっていうものが町内会の一番の強みだと思いますので、そういった強みも生かしながら普及を目指していきたいと考えております。

意（10） まさに、多分、我々議会がペーパーレスに持っていこうと思っていた頃のお気持ちだと思います。その気持ちにすらなっていない町内会の方々も見えると思います。そここのところをまずしっかりと落とし込んでいただいで進めていただければと思います。

委員長 ほかに。

問（7） 主要・新規事業等の概要のナンバー1、入札契約検査管理事業とナンバー5の総合住民情報管理事業とナンバー7、ICT推進事業・市税賦課事業・戸籍住民基本台帳事務事業、この3つの事業に関連する質問します。

これらの新規事業を追加することで、時間外勤務は減らせるのか聞きたいのと、減らせるのであればどれだけ減らせるか。

また、ナンバー1の契約の電子化を行うことで事務的負担及び金銭的負

担の軽減がどれだけ図れたか。

ナンバー５で、ガバメントクラウドを活用したことで人的、財政的負担の軽減はできたのか。

ナンバー７、キャッシュレス決済を導入することに関してはどのくらい市民に貢献したのか等の結果検証をするのか。するならどのような形で公表するのか教えてください。

答（財務） 主要・新規事業のナンバー１、電子契約システムの使用料ですが、職員の軽減負担という部分では製本とか郵送にかかる手間、あと窓口の業者に対する時間が削減されると思いますが、実際にどれだけ削減できるかっていう部分については、今後、検証していきたいと考えております。

答（ICT推進） 主要・新規事業５番、総合住民情報管理事業（自治体情報システム標準化・共通化業務委託料）についての、人的・財政的軽減を検証するかどうかと公表についての御質問ですけれども、システムの入替の際に費用的な検証はできるかと思えます。大きい事業ですので、費用的な検証は、ぜひしていきたいと思っております。

ただし、公表の方法については、今後検討していきたいと思っております。

答（市民窓口） 主要事業の７番のキャッシュレスの件でございます。まず時間外が減るかどうかという御質問でございますが、自動釣銭機によりまして釣銭間違いがなくなるということがございますので、時間が何時間減るといことはちょっと申し上げにくいんですけども、確実にそういったところでは時間が減ってくるというふうに思っております。

あと市民の利用率等の広報についてでございますが、機会を見て、広報等で周知をするよう検討してまいりたいと思っております。

問（13） まず、97ページの２款１項１目の今お話があった電子契約システムの使用料なんですけど、これいろいろ導入することによって、先ほど言った職員の負担が軽減できるのかなと思うんですけど、これ、結局シス

テムの使用料だけ見ると、これ2万7,000円でできるってことなんですよね。逆に何で今まで早く入れなかったのかなぐらいに思うんですけど、これ2万7,000円ということは、これよくいろんなほかのシステムだと、あいち電子申請・届出システムとかそういうところに加入をするっていう形になるのか、どういうところでシステム、この2万7,000円だけでできるっていうのがすごく私はどういうことなのか、これだけでは分からないので御説明をお願いしたいなっていうのと。

それから今までちょっとすぐに導入できなかったっていうことは、何か理由があるのか教えていただきたいと思います。

それから、引き続き同ページの2款1項2目の文書管理費の文書管理事業の法律相談謝礼なんですけど、これは何に当たるのか教えてください。後ろに顧問弁護士料とか訴訟の委託とかあるので、これがなぜここで単独で相談の謝礼が出てくるのかよく分からないので教えてください。

それから、引き続き、次ページ98、99ページの顧問弁護士の委託料ということなんですけど、来年度、顧問弁護士は何人で、これ委託の積算根拠についてもお知らせいただけたらと思います。取りあえずそこまでお願いします。

答（財務） 主要・新規事業のナンバー1、電子契約システム使用料についてお答えします。なぜもっと早く入れなかったかっていうことなんですけど、民間のほうでは導入がかなり進んでいると思うんですが、自治体のほうではまだ導入のほうが進んでない状態でありまして、当市におきましても、5者ほど聞き取りと見積り等もいただきまして調査した結果、もう一者見積りをもらっとるんですが、もう一者は170万円ぐらいとかなり価格の差がありまして、近隣で導入している豊田市のほうに視察に行った際に、そちらも入札で行ったんですが、この使用料の取り合いっていう状態になっていまして、そこも年間28円というかなり破格の価格で入札で落札をとる状態で、実績が欲しいということでこの業者も取りあえずっていったら言い方はなんですけど、月2,000円っていう価格で価格の提示をしてい

ただいたという現状がございます。

答（行政） 文書管理事業について、法律相談の謝礼と顧問弁護士委託料についてお尋ねでございました。

法律相談の謝礼につきましては、これは一般的に訴訟受理前の相談ですとか、またはその個別の相談案件について、特に適した弁護士の方がいる場合について、こちらの予算科目でもって相談を行ってございます。

顧問弁護士委託料につきましては、来年度1名を予定いたしております。積算根拠につきましては、直近2年分の大体平均値というところで切りのよい数字というところで考えてございます。

問（13） ちょっと今、行政グループの方お答えいただいたんですけど、何かマイクの調子なんですかね、ちょっと聞き取りづらいもんですから、ごめんなさい、ちょっとおっしゃってたことが全部聞き取れなかったんですけど。まず、この電子契約システムについては、今の御答弁でいうと、いわゆるあいち電子申請・届出システムとかこういう何ていうんですかね、愛知県内でこのシステムに入っていただけならば、こういう手続きができますよっていうものではなくて、市で単独で契約してやるっていうものなのかなっていうイメージだったんですけど、今の話でいくと。まあ、それでいいのかなっていうところの確認と。

あと法律相談の謝礼なんですけど、これどこに載ってるか分からないんですけど、今、非常勤で弁護士の方が職員で入ってると思うんですけど、行政グループ。それはこの中でどこに入ってるのか分からないので聞けないんですけど。どこに入ってるのかまずお聞きしたいのと。

今の話でいくと、案件によって別の弁護士に聞く可能性があるっていうことでしょうか。現在、令和5年度でいくと、弁護士が2人、特定任期付で職員として入られていて、別で顧問弁護士もいて、いわゆるこの小さい自治体で3名弁護士がいるんですけど、そのほかにも案件によっては、別の弁護士に聞く費用という理解でいいのかどうか。そこを確認したいと思います。

答（財務） 電子契約システムの使用料は、市で単独でやるものでございます。

答（行政） 法律相談の謝礼ということでございますけれども、こちらは外部の弁護士に御相談する場合というところで考えてございますのでよろしくお願いいたします。内部弁護士に相談する分はこちら含まれておりません。

答（秘書人事） 特定任期付職員の給料について御質問いただきました。まず、97 ページ、2 款 1 項 1 目総務管理費の給料のほうで弁護士の資格を持つ主幹の給料が支払われます。

もう 1 人は 223 ページ、10 款 5 項 1 目の社会教育総務費のほうで給料としております。

問（13） ありがとうございます。ごめんなさい。今、弁護士の話をさせていただいたんですけど、2 款 1 項 1 目の総務管理費のどこに当たるのかっていうのがちょっと分からないのと。もう 1 人の方もちょっともう一度、この一般職給に入ってるのか、会計年度に入ってるんでしょうか。どこに入ってるのか。

それから、それぞれその費用についても、再度お聞かせいただきたいと思えます。

それから今、弁護士の委託料で、先ほど顧問弁護士が 1 名、それから来年度も引き続き特定任期付の弁護士を 2 人雇うのかなと思うと、この間のこの間の答弁で訴訟の準備書面を特定任期付の職員も書いているっていう話だと、そこまで弁護士がいるのか。ましてやほかの適した弁護士を法律で相談できるようにまた別でも相談費用が載ってるものですから、すごく過剰な形で弁護士を雇い過ぎてないかなと思うんですけど、そのあたりのお考えもあわせてお願いしたいなと思えます。

答（秘書人事） まずは 2 款の関係ですので、2 款の特定任期付職員の給与について御説明をさせていただきます。

97 ページ、2 款 1 項 1 目総務管理費の給料の 2 節のところに特定任期付

職員の給料は入ってございます。

給与金額につきましては、前回の多分御質問で同じような答弁をさせていただいた記憶がございますが、個別の給料をちょっと申し上げるのは個人情報との関係がございますので、募集要項の中では、年額約 892 万円ほどというふうで募集をかけているところでございます。

答（行政） 文書管理事業につきまして、幾つか弁護士との法律相談の謝礼ですとか顧問弁護士委託料というところで、ちょっと過剰になっていないかというところでございました。

ただ、私どもといたしましては、今、非常に小さい自治体でということをおっしゃいますけれども、純粋な案件だけで、これまでに 13 件訴訟が提起されております。上訴された分などを含めると数はもっと増えます。ですので、特に過剰な状態とは考えていません。

これをきっかけにいたしまして、法律的なところをちょっといろいろ見直していったりとか、職員が気軽にいろいろ相談をして、また職員同士の間で検討し合っていく、そういうところも大事ではないかと思っております。その際に、内部弁護士にはお力添えをいただいているところでございます。

答（総務部） 今、13 番委員のほうから、顧問弁護士もいて特定任期付の弁護士もいて過剰じゃないかということをおっしゃったんですが、まずちょっと、私も考えてる中では特定任期付職員の弁護士については常時庁内におります。ですので、行政の内部情報に通じ迅速な対応が可能という点での強みがまずあります。

一方で顧問弁護士は、行政関係法令の知識や経験の豊富さという点での強みがあります。

両者の強みを融合しお互いに補完し合うこと、すなわち二人三脚のような関係で連携していくことにより、よりよい効果が生まれているというふうに感じております。

弁護士を特定任期職員として採用した他の自治体でもほとんどは採用後

も顧問弁護士契約も継続をしてるといふような状況だといふふうに認識をしております。

さらに、先ほど訴訟の関係のことも言われましたが、例えばセカンドオピニオンを要する案件ですとか、重要な訴訟案件については、顧問弁護士に期待される役割は依然として大きいものがあると思っております。

このようなケースでは、任期付職員としての弁護士が顧問弁護士への橋渡し役となって、所管グループに対してより適切な対応を助言することや地方自治体の立場に立った考えや事実経過を顧問弁護士に伝えることで、顧問弁護士との有益な連携を図るといふ役割を担っているといふふうに考えております。

問（13） そうなると今の御答弁からいくと、この法律相談の謝礼というのは顧問弁護士でもなく、今の特定任期付の会計年度の職員でもない方に頼むということではよろしかったでしょうかという確認と、顧問弁護士が、職員から例えば令和5年度まだ終わってませんが、何件ぐらい相談を受けているのか教えてください。

それから、引き続き、99 ページ、3 目の先ほどから主要新規でお話がある町内会の運営支援システムの使用料なんですけど、これなかなかちょっとまだ私もイメージが付きづらいなんですけど、これ、例えば町内会独自で地域のお寺の情報とか神社の情報とか地域のごみの捨て方の情報とか、いろいろ町内会独自の情報を回覧版に入れて回してるっていう状況もあるんですけど、そういったものも入れることができるのか、そのあたりを教えてくださいたいのと。

結局そのアプリっていうのは町内会の人しか使えないような形になっているのか、どういう形になっているのか、そのあたり詳しく教えてくださいたいと思います。

それから同ページの3の地域内分権推進事業に移ります。

南部ふれあいプラザの指定管理料なんですけど、今年度、ふれあいプラザ1つ、耐震の工事を入れるということなんですけど、第1、第2これ1,394

万 7,000 円なんですけど、それぞれの管理料について幾ら計上されているのかについて教えていただきたいのと。

耐震の工事をする間の減額補正ができてるのか、できてないのか。

それから、これ指定管理料の中に電気代が入ってるのか、入ってないのか。入っているのであれば、幾らになってるのか教えてください。

答（行政） 文書管理事業につきまして、法律相談謝礼はあくまで外部の弁護士にお願いするものでございます。

例えば、税法などの相談などは外部の弁護士に行ったりいたしております。

顧問弁護士相談に関しまして、今年度は確定した数値ではないのですが、令和 4 年度が 14 件ございました。

答（総合政策） 99 ページ、市民活動運営事業の町内会運営システムの使用料の部分でございますが、まず、町内会独自の情報が流せるのかどうかというところがございますが、そういった町内会独自の情報も回覧として流すことが可能であるとお聞きしております。

次に、町内会員しか使えないのかというところがございますが、あくまで今回、町内会の運営支援システムでございますので、町内会員をターゲットとして利用のほうを予定しております。

次に、101 ページの南部ふれあいプラザ指定管理者の管理料でございます。まず、第 1、第 2 のそれぞれの指定管理料というところがございますが、まず第 1 の管理料につきましては、814 万 6,000 円ほどになります。第 2 のふれあいプラザのほうは 580 万円ほどとなっております。

委員言われるように、第 1 ふれあいプラザのほうにつきましては、12 月末ぐらいまで工事というような予定で今休止をしております。その分の減額分については、ちょっと詳細な部分どこまでというしっかり期限がまだ不確定な部分もございますので、工事完了後、実際に再度運営ができるようになったときにしっかり出しながら減額をしていきたいと思っておりますので、当初予算上では減額は加味はしておりません。

続きまして、電気代につきましても、指定管理料の中に含まれております。電気代につきましては、第1ふれあいプラザのほうにつきましても、197万円ほどが予算計上、内訳としてあります。第2ふれあいプラザにつきましても、85万6,000円ほど含んでおります。

ただ、これまでもいろいろ議会の中で御質問ございましたが、1階部分のところの利用につきましては、利用団体から実費分というものをいただくような形で相殺のほうができるような形になってまいります。

ただ、この電気代使用料のほうにつきましても、休止中は電気ほとんど使っておりませんので、その分につきましては、最後、減額のほうをしていきたいと考えております。

問（13） 先ほどの顧問弁護士の委託料なんですけど、令和4年度が14件、職員から相談があったということなんですけど、後でも結構ですので令和5年度の実績も教えてください。

それから、今、ふれあいプラザについていろいろお聞きしましたが、先ほどの話でいくと、行政改革、経営改革のヒアリングについて、まちづくり協議会さんとか町内会さんについては結構、御意見があったのかなと思うんですけど、先ほどおっしゃっていただいた以外の御意見について、どんな意見に対してどのように反映されたのか、あれば教えていただきたいと思っております。

それから、ふれあいプラザの管理委託料なんですけど、これどういった形で積算をされているのかっていうところがよく分からないので教えてくださいなっていうのと。

あと南部ふれあいプラザの耐震工事の監理業務等委託料683万1,000円。これもちょっと非常に工事費に対して高いんですけど、なぜそのようになったのか、ちょっとこの間の建築確認申請云々って言ってたんですけど、それでも高いと私は思ってるので、ほかに理由があればお願いいたします。

答（総合政策） まず、行政改革ヒアリングの部分でございますが、まちづくり協議会の補助金の関係というようなところで先ほど財務グループリ

一ダーからも御答弁あったかと思いますが、繰越金の部分、これもよく聞かれるところですが、繰越金をなるべく翌年度の地域活動に還元してほしいというようなところをこちらは従来よりずっと言っておりますので、その部分は引き続き、考慮いただけるような話合いをしておるところでございます。

あと担い手不足だとかあまり予算に関係ない部分でございますが、担い手不足というような御指摘もヒアリングの中ではありましたので、そういったことも踏まえて検討を進めているというところでございますので、あまりこの予算的などところには反映ができてないのかなというようなところがございます。

あと 101 ページの各ふれあいプラザの管理委託料の積算でよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、市が直営で運営した場合にどのような形になるかというような形で、各種、空調設備の保守委託だとか定期清掃、消防設備点検、そういったような費用のほうを積算するのと、あと複合機のリース代だとか、あと当然、管理人の賃金というような部分、あと消耗品費というようなところを積み重ねて、各ふれあいプラザの管理委託料の積算をしているというようなところがございます。

もう一点。南部ふれあいプラザの耐震補強工事監理業務委託料のところが高いんじゃないかというようなところがございますが、こちらにつきましては、業者から見積りをいただきこちらでも積算したところ、このような金額になったというようなところがございますので、よろしく願いいたします。

問（13） 高取のふれあいプラザの借地料が 112 万 5,000 円増になっておりますので、この増の理由と。

あと吉浜ふれあいプラザ、新たに計上されているのでその理由についてもお聞かせいただきたいと思っております。

それからその下の南部ふれあいプラザの耐震補強工事費なんですけど、これ、当初は 3,129 万円が詳細な設計によってこの金額になったと先ほど

ほかの議員の御答弁があったんですけど、これ結局、今第2がいわゆる避難所になってるんですけど、第2は将来的にはこちらは存続させないということをや前、副市長言っていたもんですから、そうなった場合、これ南部の第1の方は将来的に避難所としていくような、いわゆる補強工事がいわゆる普通の公共施設の1.2から1.5倍で多分設計されると思うんですね、避難所というのは。なので、どれぐらいのレベルで今回、設計をされているのか。それから将来的にここを避難所とするのか、どういう形なのか教えてください。

答（総合政策） 101 ページの高取ふれあいプラザの借地料の部分でございまして、こちらにつきましては、決算のときにも聞かれておりますが、お三方、3筆、こちらで借地をしております。

その中で、一筆返したところがあり、一筆新たに借りたというところがございます。そうした中で、借地料の算定根拠の部分で、ちょっとばらばらになってしまった部分がありましたので、100分の4というような形で3筆とも借地料をそろえた結果、金額が上がったというような形になっております。

次に、吉浜ふれあいプラザの借地料のところでございますが、こちらの吉浜ふれあいプラザの北側の駐車場なんですけど、こちら従来からずっと借地をしているのですが、これまではまちづくり協議会の予算の中、市民予算枠の管理費のところですが、そこで支出をしていたのですが、ふれあいプラザ、当然市が直接管理する場合でも駐車場が必要だということで、ここはまちづくり協議会の予算で借地料払うというよりかは、市でしっかりと払っていくべきではないかということで見直したというところがございます。なので、市のほうで予算を組むことにして、まちづくり協議会の予算のほうはその分減額をしたというような形になっております。

あと、工事の部分でございますが、耐震につきましては、0.6 幾つだったと数字は思っております。

また、防災の避難所にしていくかどうかということ、その時々事情

によって検討していくことになろうかなと思っております。

問（13） 時々っていうんですけど、取りあえず今回の補強工事はどのレベルまでされる工事なのかということをお聞きしたいのと。

あと先ほどのふれあいプラザの管理委託料の答弁でいくと、結局、繰越金の返還はなかった、どこもなかったという理解でよかったのかなっていうところ。その確認をしたいと思います。

それから、地域内分権の推進事業の交付金なんですけど、これそれぞれまち協とまち協以外、各まち協、どこに幾らになるのかというのをちょっと細かくこれは教えていただきたいと思います。

それからその下の同ページ 101 ページの 4 目の情報公開費っていうことで、情報公開事業のほうの情報公開審査会の委員の報酬ということで 41 万 8,000 円出てるんですけど、昨年度もどなたが委員になられているのかお聞きしたんですけど、再度来年度の委員のお名前と、それから、その方を選んだっていう理由についてもお聞かせください。なかなかこれ本当全然進んでないので大丈夫かなと思うんですけど。

同じくその下の 5 目の個人情報保護費の個人情報保護審議会の委員の報酬についても載っております。ここにつきましても、委員の名前とそれぞれ選んだ理由についてお聞かせください。

答（防災防犯） 先ほど避難所の指定のことについてお話がありましたので、考え方について、改めて御説明させていただきます。

指定避難所につきましては、被災者等を滞在させるために必要かつ適正な規模なもので速やかに被災者等を受入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものなど、災害対策基本法施行令第 20 条の 6 に定める基準に基づき指定をしてまいりますので、法令にのっとり指定作業を進めていきたいと思っております。

答（総合政策） 工事の基準の部分でございますが、こちらにつきましては、一般的な耐震基準値 I s 値 0.6 を満たすような工事を予定しております。

また、各まちづくり協議会の繰越金の返還という御質問でございましたが、基本、繰越金につきましては、返還不要なものというようなところで繰り越されております。

ただ、いろいろ事業に充当していただいているというところではございますが、特に何もなく返還ということはございません。

続きまして、地域内分権推進事業交付金の内容でございますが、令和6年度の予定でございますが、南部まちづくり協議会につきましては、7事業、地域内分権推進事業交付金のメニューを受けていただきまして、金額としては437万8,000円。吉浜まちづくり協議会につきましては、4事業ということで83万5,000円。翼まちづくり協議会につきましては、3事業ということで57万4,000円。高取まちづくり協議会につきましては、4事業ということで75万5,000円。高浜まちづくり協議会につきましては、3事業ということで101万9,000円を見込んでございます。

答（行政） 令和6年度に予定されている情報公開審査会の委員のお名前と理由というところで申し上げます。

委員さんは全部で6名の方がいらっしゃいまして、まずお一人目、前田民恵委員。こちらは女性委員でございますが、放送審議会などを行っておられましたので、こちら情報を発信する情報公開するという観点からの検討をいただいております。

それから、深津茂樹委員及び増田乾太郎委員。こちらの方々には、弁護士として法的な専門家としての視点からの審議を期待しております。

あとは石川良則委員。こちらの方は、労働の関係というところで、民間企業者としての視点を期待しております。

また、杉浦秀成委員。こちらは住民活動を行っておられまして、市民から見てこれは一般的に公開するべきものかどうかという一般的な視点というものをいただいております。

また、川角和行委員。こちらは行政経験者としての視点を頼りにしております。

答（ICT推進） 101 ページ、個人情報保護事業、個人情報保護審議会委員報酬に関して委員会の委員の氏名についてですが、令和6年度予定しているのが、深津茂樹委員、内藤正彦委員、前田民恵委員、杉浦秀成委員、石川良則委員の5名でございます。

選任の理由につきましては、識見を有する方をお願いすることとなり、先ほどの行政グループリーダーの答弁のとおりでございます。

問（13） ちょっと個人情報の審議会のほうが識見を要するっていうのがどのような識見なのかちょっとよく分からなかったもので、後でもこれ結構ですので、お一人ずつ教えていただきたいのと。

次のページにまいります。102 ページの職員管理費のほうなんですけど、これが、まず、1、定員適正化事業の採用試験判定委託料の増の理由。それから、人事給与システム・庶務管理システム導入業務委託料の減の理由。それから会計年度任用職員の勤勉手当支給対応業務委託料、これが今までなかったのが計上されてるんですけど、それぞれ理由についてお聞かせください。

答（秘書人事） 103 ページ、採用試験判定委託料の増加の理由でございますが、判定を委託する業者のほうから試験制度がちょっと変わってまして、新しい試験になったということで委託料が昨年と比べて増加しているところでございます。

その下の人事給与システム・庶務管理システム導入業務委託料でございますが、こちらが令和6年度途中でシステムのリースが切れます。その後も引き続き再リースということで結んでおりますので、昨年度より若干、下回っているところでございます。

その下の会計年度任用職員の勤勉手当支給対応業務委託料でございますが、こちらは、人事給与システムのシステムの改修の委託料でございます。

答（ICT推進） 先ほどの個人情報保護審議会委員のところでございますが、深津茂樹委員におかれましては、弁護士であるということ。内藤正彦委員が元県職員であるということ。前田民恵委員は、市の関係する委員

であり、市民代表女性という視点。杉浦秀成委員は地域団体に活躍されているということ。石川良則委員は、企業労働に関係のある方ということで、それぞれの立場で御経験があるということをお願いするものでございます。問（13） 104 ページ、105 ページに移ります。まず、7目の委託料の行政問題解決研修委託料、こちら内容と費用対効果についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、8目の広報広聴活動費。広報広聴事業の今まで報償金ということで講師の謝礼というのがなかったんですけど、今回計上されている理由。それから印刷製本費が、これすごく減額されてるんですけど、減額の理由、何冊印刷をされるのかについてお聞かせください。

それから、引き続き、次ページの9目の財産管理費のところなんですけど、先ほどの試行的に有識者による抜本的な見直しってことなんですけど、これどこに、このあたりに入るのかなと思うんですけど、どこの項目に入っていて、来年度も委託するというような話になってるのかなと思うんですけど、これまでの答弁を聞くと。委託料は幾らになるのか教えてください。

答（秘書人事） 予算書 105 ページ、行政問題解決研修委託料の内容と費用対効果ということで御質問いただきました。

先ほど 14 番委員から同様の質疑をいただきましたけども、職員に必要な能力を職層ごとに身につけるための研修費用というふうになってございます。先ほども答弁いたしましたけども、具体的には1から4年目の職員には、文書作成力向上研修でありますとか、管理職にはワークライフバランス研修等を予定しております。

令和3年度に職員の成長支援計画を策定しましたので、その目指すべき職員像に向けて研修を行っているところでございます。

答（総合政策） 当初予算書 105 ページの広報広聴事業の、まず講師謝礼の部分でございますが、こちら写真の撮り方などといった市民向けの情報発信講座を1回、写真の撮り方、SNSの効果的な活用方法などに関する

講座を職員向けの情報発信講座として1回、あと市民向けのスマホセミナーを2回程度実施したいと考えておりまして、その講師の謝礼を計上させていただきます。

続きまして、印刷製本費が減っているその減額の理由でございますが、これまで1万3,000部印刷をしておりましたが、状況を見て1万2,000部の印刷に減らしております。

また、ページ数も平均一部当たり32ページということで見込んでおりましたが、令和6年度の5月1日号から紙面の内容を少し見直しをしていくに合わせまして平均24ページ程度に集約していきたいと考えておりますので、そのページ数が減った分もこの減額の理由になってございます。

答（財務） 予算書の107ページ、財政管理事業の中で行政経営改革ヒアリングはどこでやるかという御質問だと思いますが、委託料の中の統一的基準対応公会計制度財務書類作成・分析等支援業務委託料の中で、行政経営改革ヒアリングを行いたいと考えております。

あと費用ですが、この中の行政改革ヒアリングの費用としまして106万7,000円となっております。

問（13） 今、委託料が106万7,000円ってことなんですけど、今回試験的にやったけどほとんど反映されなかったってことなんですけど。でも、お話今ざっくり聞いただけでも、特にすごい目新しいような指摘とかそういうのではないような感じがしちゃうんですけど、それであれば本当に財務とか本当に一番よく分かってる市長、副市長とか総務部長とかでできるんじゃないのかなと思うんですけど、何でこれあえて委託料まで出すのかなと。結局それに効果がなければ意味がないわけなので、そのあたりも教えていただきたいと思います。

それから、その下にいきます。10目の会計管理事業にまいります。

口座振替手数料、口座振込手数料、それからコンビニ収納手数料、それから、それぞれ全部増額になってるのと、あと窓口収納手数料、これが新たに280万円計上になってるっていう理由についてお聞かせいただきたい

のと、あとあわせて指定金融機関等の機関派出業務委託料、これが随分増額になってるってことで多分これは入札でやられてると思うんですけど、何者入札があって、どれぐらいの率で落とされたのか。

委員長 倉田委員に申し上げます。

発言は簡明にしてください。続けてください。いいですか。

答（13） 質問終わりました。

委員長 答弁をお願いします。

答（財務） 経営改革のヒアリングなんですけど、この有識者からヒアリングをすることになった理由としましては、この方が国縣市という地方自治の全て識見を持つということと、高浜市の事業の見直しに関与することで経常経費の削減や職員負担の軽減、職員の意識改革などを目的としまして、委託として受けていただくということを目的としております。

今年度は試行的ということで1名の方のヒアリングでしたが、来年度は経営のアドバイザーとか会計の専門職と3名の方で抜本的な事業の見直しを行ってもらおう予定としております。

答（会計管理者） 107ページの会計管理事業についてお答えいたします。

まず口座振替手数料が増額している理由でございますが、市県民税や固定資産税等の市税を口座振替による支払の手続をする場合、令和5年度までは各金融機関1件当たりの手数料が11円税込でしたが、令和6年度より1件当たり22円の手数料となるためでございます。

キャッシュレス決済の一つとして非常に有効であり、納税手段ごとの件数、金額ともに割合が高く、この納付手段を廃止することができないため、引き続き予算要求をお願いするものでございます。

続きまして、口座振込手数料の増額でございますが、令和6年10月から内国為替制度運営費が必要となります。これまで無料でありました地方公共団体における公金の支出におきましても、送金元の仕向銀行から送金先の被仕向先銀行への振込手数料が必要となるためでございます。

本市の指定金融機関の岡崎信用金庫からは、1件当たり税別で62円の手

数料の要望があるため、10月から3月までの概算を予算要求するものでございます。

続きまして、コンビニ収納手数料の増額理由ですが、これまで市税等をコンビニエンスストアや電子アプリ決済等で支払いをした場合、1件当たり税抜58円だった手数料が令和6年4月から税抜で73円に値上がりするものでございます。

スマホアプリでバーコードを読み取る方法は、キャッシュレス決済の一つとしては非常に有効であり、コンビニ納付は24時間いつでも納付できるメリットがあります。

以上により、コンビニ納付は納税者の利便性向上を考慮すると廃止できないと考えております。以上のことから予算要求をお願いするものでございます。

続きまして、新しくできました窓口収納手数料でございますが、収納代理金融機関である株式会社三菱UFJ銀行から、令和6年4月からQRコードの印字されていない納付書につきましては、1件当たり税込で330円の手数を徴収するとの要望がございました。取引をやめた場合は特別徴収も行わないということ、市内に支店がなくなったとはいえ、全国展開している金融機関が収納代理金融機関の中で、UFJ銀行しかないことなど、納付者の利便性を低下させないように、引き続き取引を行うため、収納代理金融機関として指定するために予算要求をお願いするものでございます。

最後に指定金融機関派出業務委託料が増額しているという理由ですが、昨年の令和5年3月議会におきまして、令和5年7月から令和8年6月までの指定金融機関の指定を岡崎信用金庫で御可決いただきました。

そのときの年間の委託料が385万円ということで御可決をいただいております。令和5年度の委託料は313万5,000円でございます。

そのときは4月から6月の3か月分が前回指定時の金額となっていましたため、令和6年度の委託料は全額が御可決いただいた金額となっているため増額となっております。

問（13） 丁寧な御説明ありがとうございます。銀行も大変な時代になってきているから、本当に今後こういった金額はまだまだ上がるのかなというところで、そうなるとちょっとこの窓口収納手数料っていうのがQRコードなしだと1件当たり330円となると、どんな金額でも330円かかっちゃうのかなっていうところなんですけど。そうなると、もう本当にQRコードがあるなしによって、すごく市民の手数料が変わってきちゃうっていうことになると思うんですよね、今の御答弁でいくと。そうなると、あるものないものとかって、全てつけてもらえるのかどうなのかなっていうところ心配なんですけど、そこの部分と。

あと、ない場合、スマホ決済、スマホとか持ってない方は結局どうしても330円かかっちゃうってことでいいのかっていう御確認をしたいなと思っております。

引き続き、同ページの11、財産管理費の庁舎管理事業なんですけど、消耗品費の増額とそれから光熱水費がこれすごくめっちゃくちゃ半分近く下がってるんですけど、その理由についてもお聞かせいただきたいと思えます。

それから109ページに移って公用車の管理事業に移りたいと思えます。今回の能登半島地震によって、やはりスタッドレスタイヤがあるかないとかそういったことが各自治体で話題になってるんですけど、スタッドレスタイヤについては、結局これちょっと866万1,000円というのがどこの車なのかよく分からないんですけど、スタッドレスタイヤがあるような公用車があるのかなのか、そのあたりもお聞かせいただきたいのと。

あと市有バスの運行管理業務委託料、こちらが増額となっている理由についてもあわせてお願いいたします。

答（税務） 107ページの会計管理事業の関係で窓口収納手数料のQRコードの関係で御説明したいと思えます。

個人に対して課税する税目、例えば市県民税それから軽自動車税、固定資産税、あと国民健康保険税、こちらについてはもう全てQRコードを印

字して納付していただくものになります。

一方、市県民税の特別徴収、給与天引きの納めていただく分と法人市民税に関しましては、法律上ではQRコードを印字するものにはなるんですけども、例えば市県民税の特別徴収ですと毎月のように従業員の異動があるとその納めていただく額が変更になります。変更になったたびに変更になった納付書を送ることはかえって印刷製本費とか印刷に対するコストがかかってしまうというものと、あと法人市民税につきましては、これは税の賦課課税方式でなく申告納付方式ですので、納付書にその法人さんが納付すべき税額を書いてもらって納めていただくものですので、そもそもQRコードをつけるにそぐわない内容の税目となっております。

ただ、特別市県民税の特別徴収などにしても・・・。

委員長 答弁簡潔にお願いします。

答（税務） 市県民税特別徴収などについては、そのQRコードでない別の共通納税システムというのがございますので、そちらで納めていただくように当初課税の通知を出すときにチラシを入れて、なるべくその窓口納付手数料を低く抑えるような対策をしていきたいと考えております。

スマートフォンがない方ということですが、その方々につきましてはまず、例えば市役所の窓口で納めていただく。それから、バーコードはついておりますので、コンビニエンスストアで納めていただくという、ほかの納税手段があるので、それをお願いしたいと考えております。

答（行政 主幹） 予算書 106、107 ページの庁舎管理事業についてお答えいたします。まず消耗品費の増額の理由でございますが、こちらは庁舎に設置をしておりますAED、これの本体を8年ごとに交換をすることになっておりますので、その交換の費用を増額したものでございます。

続きまして、光熱水費の減額についてでございますが、令和6年度当初予算では840万7,000円と見込みまして、令和5年度当初予算比では740万8,000円の減額となったところでございます。

この減額の主な理由としましては、ガス料金が値下がりが見込まれ

るところ。また電気料金につきましても、令和6年1月以降契約によりまして、料金単価の値下がりが見込まれますので、それに伴う減額でございます。

続きまして、108、109 ページ、公用車管理事業についてでございます。まずスタッドレスタイヤの件でございますが、現状2台、スタッドレスタイヤを装着してるところでございます。

続いて、バスの関係でございます。バスにつきまして市有バスの運行管理業務委託料を101万6,000円の増額としたところでございますが、これにつきましては、市有バスの年間の運行時間数をコロナ禍前程度となります760時間を見込んでおりまして、令和5年度当初予算比では160時間の増加をしたところでございます。

このような理由等によりまして増額をさせていただくものでございます。委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩といたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで委員の皆様にお願いがございます。

質問、質疑、発言につきまして簡明にお願い、冒頭でしたと思いますが、簡明にお願いするとともに、重複を避けていただきますようお願いいたします。

また、当局におかれましても、答弁におかれましては、簡明にお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、再開いたします。

問(13) 先ほど公用車のほうでスタッドレスタイヤが2台ですよってことなんですけど、これ全体で2台っていうことでいいのか、それともここ

の行政が持っているものだけなのか、そのあたりの確認をしたいと思います。

それからこれ昨年度もお聞きしたんですけど、財産管理事業の光熱水費、これは大山会館でいいのかどうかっていうところと、あとその下の普通財産の草刈業務委託料ってあるんですけど、これって9か所を18回でシルバーさんでやったということで御説明いただいているんですけど、これどういうふうにかこういう業務の積算って計算されてるのか教えてください。

それから111ページの12目企画費の先ほどからの主要施策のこども若者会議の運營業務委託なんですけど、こちらがノウハウを有するところってということなんで随意契約になるのかなと思うんですけど、どういったノウハウや実績があるところなのか、またどちらに委託をされるのか教えていただきたいのと。

ごめんなさい、一個上飛ばしました。

多文化共生コミュニティセンターの運營業務委託とそれから地域日本語教育、こちらがいずれも増額をしておりますので、増額理由についてもお聞かせください。

それからその下の空き店舗等使用料、こちら減額になっている理由についてもあわせてお願いいたします。

委員長 答弁が重複しないように簡明にお願いいたします。

答（行政） 公用車管理事業の公用車のスタッドレスタイヤの件についてでございますが、全体で2台でございます。

答（財務） 予算書の109ページ、財産管理事業の光熱水費でございますが、これは旧大山会館の光熱水費となっております。

その下の普通財産草刈業務委託料でございますが、こちらはシルバーさんから見積りをとった金額となっております。

答（総合政策） 当初予算書111ページのこども若者会議運營業務委託料ですが随意契約という御質問ありましたが、まだ随意契約にするかどうかは今後検討していくというようになるところになります。

次に、多文化共生コミュニティセンターの運營業務委託料ですが、こち

らにつきましては減額になっていると思いますので、よろしく願いいたします。減額の理由につきましては、これ4万円下がっておりますが、実際スタッフの人数等々、実態に合わせてもう一度見直した結果、4万円でございますが減額となっております。

次に日本語教育推進業務委託料、こちらの増額理由でございますが、こちら今年度の予算も途中で補正予算を組ませていただきましたが、来日間もない外国人児童が学校の長期休みにも夏休み、冬休みですが、継続して日本語を学習できるようにするため、長期休みに外国人児童に対する日本語教室を開催する費用分が増額計上となっております。

内訳としては30回分、長期休み中、1回4時間当たりの日本語教室を開催したいという分が増額理由となっております。

次に、空き店舗等使用料が減額になっている理由でございますが、こちら109ページの一番下に建物賃貸借契約手数料7万2,000円というものがございまして、昨年まではこの7万2,000円もこの使用料の中に見込んでおったんですが、実際の支払いでは別でこういった手数料として払ってございましたので、正しく予算組みを組み直したというようなところで金額が変わってございます。

問(13) ちょっといろいろ精査していただいているのかなと思うんですけど、先ほどから言ってる市民予算枠事業交付金、先ほどの答弁でいくと、協働推進型11団体の12事業ということなんですけど、こちら前年より254万6,000円増なんですけど、増になった理由についてお聞かせいただきたいのと、新たに協働推進型で行われる事業について教えてください。

それから、アシタのたかはま研究事業において、報償金とか特別旅費、普通旅費、もろもろいろいろ計上されてるんですけど、来年度のアシタのたかはま研究事業における計画内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、その下の6の公共施設総合管理計画推進事業の公共施設等FMシステム利用料、これは前年よりも金額が減ってるんですけど、こちら

公共施設のカルテについては減ってるっていうのは多分更新だから減ってるのかなと思うんですけどそのあたりの御説明と、あとやはりお隣の碧南市とかはこうしたものについてはしっかりホームページとかでも公表しておりますので、そうしたものの公表を今後考えていただきたいと思いますのでそのあたりのお考えと、それからふるさと応援事業、ここいろいろ手数料とか業務委託料とか載ってますけど、来年度、いわゆる入ってきた金額、それから市民の方がほかの自治体に納税しちゃう金額とか、それからこういった手数料とか委託料とかを引いた金額として純粋にどれぐらいを目標とされているのか教えてください。

答（総合政策） 当初予算書 111 ページ、市民予算枠事業交付金でございます。こちらの増額となっている理由でございますが、増額理由としては 2 点ございます。

今回、地域内分権推進事業交付金の交付メニューの見直しをしました。本来、地域内分権推進事業交付金、時代の流れによってそちらではなく市民予算枠事業交付金に変えたほうがいいんじゃないかというような事業、例えば、男のレシピ教室というものがあつたんですが、こういった事業今の時代もう男のというようなところを見直したほうがいいんじゃないかという御意見もありましたので、そういった時代に即したメニューの見直しをして市民予算枠に切替えた部分がございます。そのため、地域内分権推進事業交付金は減額をしておりますが、その跳ね返り分として 187 万円が市民予算枠事業のほうにつき変わっているというところがございます。

2 点目としましては、市民予算枠事業交付金協働推進型において、申請団体が令和 5 年度当初予算編成時より 3 団体増加して、その 3 団体で予算上でございますが、212 万円増の見込みを考えております。

その増えた協働推進型の新たな提案型 3 団体でございますが、まず 1 目は、障害を持つ児童と家族に対する相談支援事業をしたいという団体さんがおられます。2 団体目が高浜市に眠る写真や資料を掘り起こし保存する事業をしていきたいと提案をいただいている団体、3 団体目が未来につ

ながる地産地消の事業をしたいというような団体さんが1団体というような形で既に申請を頂いて審査を経ているというような状況になってございます。

次に、同ページ、アシタのたかはま研究事業の来年度どんなことを研究していくのかというところでございますが、こちらにつきましてはまだ特定のこういったものを研究していくというものはございませんので、年度の中でその時々合ったテーマを深掘りして研究していきたいと考えてございます。

最後、ふるさと応援事業の部分でございますが、目標値でございますが、ここに収入のところには1億2,000万円の収入を目指したいというような形で予算を計上させていただいております。

ただ、まず約半分がここにあります事業費6,059万6,000円というものが事業費でかかってまいります。

それに今回、寄附金控除として減収分、税のほうで減収となる分が約1億六千なにがしと見込まれておるとお聞きしております。そうすると赤字になってしまうんですが、純粹に行くと1億円程度の赤字になりますが、この赤字が少しでもなくなってプラスになるように目指したいというところが目標値というような形になってまいります。

答（財務） 予算書111ページの公共施設総合管理計画推進事業の御質問ですが、今年度、令和5年度の当初予算に計上していたのが公共施設等FMシステム導入委託料ということで計上しておりました。

今回計上させていただいているのは、令和5年度に導入したクラウド基盤にて構築されたシステムを継続的に利用するための費用としてこの利用料を計上しております。

もう一点、こういったデータの公表をするのかという御質問でございますが、今後運用していく中でその点については検討していきたいと考えております。

問（13） 今ふるさと応援事業のほうで、来年度の予算が特別旅費が5万

8,000 円なんですけど、若干、これ去年普通旅費っていうことで何かちょっと科目っていうか名称が違うんですよね。

なので何か新たなことをされるのかなってちょっと思ったんですけど、もしあれば教えてください。

それから、ページ飛びまして 115 ページの 2 款 1 項 14 目の電算管理費のほうに行きます。

こちらは、2 の情報系庁内 LAN の管理事業なんですけど、消耗品費、こちらが約倍に増額をされてるっていうことと、それから、あとこちらはすごく減額をされてるっていうのが、その下の委託料が、特にセキュリティ強化対応システム保守業務委託料、こちらがすごく昨年度より 5 % ぐらいになってるってことと。

あとその下の 3 つの委託料、こちら昨年度ゼロだったんですけど今回新たに委託料として増えてるもんですから、このあたりを分かりやすく御説明いただければと思っております。

それから 117 ページの 15 目の行政情報化費の使用料及び賃借料、こちら昨年度なかったんですけど、いきなりちょっとこれ計上されてるもんですからそのあたりも教えてください。

答（総合政策） 予算書 111 ページ、ふるさと応援事業の特別旅費でございますが、ふるさと納税で納税してくれる方は結構多くが関東地域の方になります。これまでも関東地域のほうで返礼品のプロモーションということでしておったんですけど、これまでは資料を送ったり物を送って置いてただけだったんですけどもそれでは駄目だということで、やっぱり職員がしっかり行って PR しようというような形で今回、埼玉会場で開催されますそういったプロモーションのところに職員 2 名で行って、しっかり PR をして少しでもふるさと納税を増やそうということで、その分、普通旅費はもう削ろうということで付け替えております。

答（行政） 117 ページ、行政情報通信事業の電話交換機借上料についてでございます。

こちらにつきましては、令和5年度当初予算にて債務負担行為として電話交換機借上料を設定させていただいて可決いただいたところでございます。

これの借上料として令和6年度当初予算に計上させていただいたものでございます。

答（ICT推進） 予算書115ページ、情報系庁内LAN管理事業のまず消耗品費が増額した件でございますが、来年度、令和7年度に職員ノートパソコンの更新を予定しております。一部準備を令和6年度からすることにより、文書統合管理ソフトのライセンス400ライセンス等を購入するために増えているものでございます。

続きまして、複合機に関する予算科目の御質問がございましたが、いずれも令和6年度、順番に行けば、機器自体を更新するという時期でございましたけども、市の予算の関係上、また機器も引き続き使えるということで、機器の更新をせずに保守だけをしていくというような運用方法を決めたことにより金額等が減額しているのと新たに保守だけの部分の科目ができていくということでございます。

続きまして、最後、セキュリティ強靱化対応システム保守業務委託料、こちら資産管理システムの保守業務を委託するものでございますが、保守の対象となるものが少なくなったことにより大幅に減額となっているということでございます。

問（13） 債務負担行為で上がった件ということなんですけど、それが令和6年度から始まったっていう理由についてちょっと御説明がなかったのでお願いしたいのと、それからその次の16目の防犯対策費の2、防犯活動推進事業の夜間防犯パトロール委託料のほうなんですけど、これ毎年上がってて夜間パトロールしていただいているんですけど、これ委託先、それからどれぐらいの頻度でやっていただいているのか、委託内容についてもお聞かせいただきたいのと、それから先ほどからお話があるこの防犯カメラ設置費の補助金の件なんですけど、主要・新規のナンバー6、こちらが

ちょっと私これ本当よく分かんなくて、市がまち協さんや町内会さんからお話を聞いて市が設置すればいいんじゃないかと思うんですけど、なぜ市が設置せずにわざわざまち協さんや町内会さんが設置するのかなというのがよく分からないと。

あと先ほどの話でいくと、管理責任者を置くってことになるのと、まち協さんとか町内会の方が管理責任者になるのかなと思うんですよね、先ほどの話でいくと。そうなるのと、管理責任者っていうことは個人の名前を入れるのかなと思うんですけど個人の名前入れた場合、まち協さんや町内会さんってどんどんどんどん人も変わってくるので役員が、そうなった場合にどんどんどんどん変えるような手続をしなきゃいけないんじゃないのかなっていうのと、あと、維持管理をまち協さんや町内会さんがこれ補助金でやることになるのと、維持管理をずっとやっていくっていうのが、今まち協さんや町内会さんもどこも役員の成り手がいないとか、組織自体・・・。

委員長 発言は簡明にお願いします。

問（13） 私は、何でこれやらないといけないのかなっていうのがよく分からないので、市の考え方と、あとさっき言った県のガイドラインというのがあると思うんですけど、県のガイドラインでは今回のように補助金という形でないと補助っていうか補助金のほうが県のほうから下りてこないのかどうなのか、そのあたり確認したいと思います。

委員長 重複している部分があるので重複した部分は答弁いただかなくても結構です。

答（防災防犯） まず、夜間防犯パトロールの委託でございますが、これから今後入札しますので業者さんが変わる可能性はありますが、これまで中京総合警備保障株式会社さんが受託をしておりました。日数については年間52日分をお願いをしております。

あと、防犯カメラの関係でございますが、まず市が管理責任者の件でございますが、お見込みのとおり管理責任者は町内会またはまちづくり協議会さんの代表者に設定していただく形になりますので、その方が代わられ

た場合については、管理責任者が代わられた場合については変更の手続が必要になってまいります。

あと、維持管理費のほうを町内会、まちづくり協議会がという考え方につきましては、愛知県の補助要綱も絡んでまいります。こういった地元の自主防災組織と市のほうが協働してこういった防犯カメラを設置しましょう、それに対して県が補助を出しますよという制度なので、それに乗っかる形になるのでこのような形になってございますし、碧海5市のほうでも同じような制度がございますので、それに準じて我々のほうでもこういった制度を創設したいと考えています。

答（行政） 117 ページの行政情報通信事業におけます電話交換機借上料についてでございますが、こちらにつきましては令和5年度当初予算にて債務負担行為として期間を令和5年度から令和10年度までということで設定をさせていただきました。

その後、令和5年度、今年度契約の締結に至りまして、令和6年度から電話交換機の運用と支払いを開始するものでございます。

それに伴いまして、当初予算に271万6,000円を予算計上させていただくものでございます。

問（13） そうなるとやっぱり今の答弁でいくと、さっきの防犯カメラなんですけど、維持管理もまち協さんや町内会さんの所有物ってなるので、それはまち協さんや町内会さんが維持、ずっと今後管理してかなきゃいけないということになるんですよね。

そうなった場合、例えばどっかの電柱につけたいとか、つけたい場所によっては、つけることによって借りるお金とかも出てくる場合もあるんですけど、そうなった場合は単費でそれぞれの町内会さんとかまち協さんが負担するってということになるんでしょうか。その確認をお願いしたいのと、119ページにまいります。

17 目の市民相談費の人権擁護委員の謝礼と行政相談員の謝礼がそれぞれあります。令和4年度、5年度それぞれ何件あったのかについてお聞か

せいただきたいと思います。

その下の防災対策費についてお伺いします。防災活動事業の1の委託料なんですけど、まず、防災資機材倉庫管理委託料、こちらはどこに委託をされているのか、どこの防災資機材になるのか教えていただきたいのと。

あと、その下、地域防災ネットワーク支援業務委託料、高浜市防災行政無線保守点検業務委託料、それぞれこれちょっと内容についてお聞かせいただきたいのと、あと防災マップの作成業務委託料が今回上がってるのでこちらの内容についてもお聞かせいただきたいと思います。

答（防災防犯） 防犯カメラについて維持管理費の件でございますが、基本的には共架式といいまして電柱等につけることになろうかと思えます。

つける際につきましては、業者さんのほうがノウハウをお持ちですので御相談に乗っていただけると見込んでおりますし、その部分については補助対象外というふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

あとは、防災資機材の関係の委託料でございますが、これは各小中学校に設置しております防災倉庫の棚卸しの委託でございますしてシルバー人材センターを想定しております。

続きまして地域防災ネットワーク業務委託料の関係でございますが、これは来年度の予定でございますが市内在住・在勤を対象とした防災講演会1回、地域防災リーダーを対象とした防災講座、避難場運営フォローアップなどを2回、市職員対象の研修を3回予定しております。

あと防災行政無線保守点検業務委託料の内容でございますが、これは市内25か所ございます防災行政無線の点検でございます。

防災マップ作成業務委託料につきましては、これは転入者に配布いたします防災マップの在庫がなくなったために、5,000部ほど増刷させていただくものでございます。

答（市民窓口） 続きまして、119ページの市民相談事務事業の人権擁護委員と行政相談の部分でございます。

これらの相談につきましては、毎月第1木曜日の13時から15時で開催

をしております。令和5年度につきましては相談件数がゼロということでございます。

問（13） 今ゼロって言ったんですけど両方とゼロということではよろしかったのかなというところと、次121ページにまいります。

19目の行政不服審査費ですけど、こちら行政不服審査会、令和4年度、令和5年度開かれたのかどうかというのと、委員の名前についてもお聞かせください。

それから先ほどから話に上がってるその下の諸費のところ、エコハウスのいわゆる整備費で商工会が入ったからということで返還金のほう返すんですけど、これよく分からなくて何でこれ毎年返還金が発生するのかというところの御説明と、結局全体で幾らで、いつからいつまでに幾ら返すのかというところがよく分からないので、そのところについても御説明お願いいたします。

答（行政） 121ページの行政不服審査事業についてのお問合せでございました。

令和4年度、令和5年度の開催実績ということでございますが、令和5年度に1回開催をいたした実績がございます。また、委員の方のお名前ということで問合せでございましたので、令和6年度の委員のお名前というところで申し上げます。

前田民恵委員、深津茂樹委員、杉浦秀成委員、増田乾太郎委員、川角和行委員でございます。

答（介護障がい） エコハウスの返還金でございますが、この国庫納付額は貸付額を算定の根拠として、総国庫補助額を総事業費で割ったものを掛けたものが納付額に計算されることになっております。

現時点では毎年商工会さんとの契約を更新しているということで、毎年この納付額を決定して返還をしておるといような状況でございます。

問（13） ということは、商工会が入ってる限りずっとこれは出し続けるということではよろしかったですかね。

間違っていたらまた教えてください。

123 ページに移ります。

2 款 2 項 1 目の 3、地方税共同機構事務運営費等分担金、こちらが増額になってるんですよ。増額理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、ちょっと款項目変わって 2 款 3 項 1 目の戸籍住民基本台帳費の委託料のほうなんですけど、窓口業務委託料ということで、これ今まで総合サービスさんの委託料なのかなと思うんですけどその確認と、これ令和 6 年度も総合サービスさんに委託という形でやっていただくっていうことなのか、これが随意契約なのか。また積算根拠についてもお知らせください。

答（税務） 予算書の 123 ページにおける地方税共同機構事務運営費等分担金のことで御説明させていただきます。

令和 5 年度より QR コードによる共通納税が開始したことによりまして、その共通納税に係る手数料が大幅に増加したため金額が増加するものでございます。金額の増としましては、約 90 万円の増となっております。

答（市民窓口） 戸籍住民基本台帳事務事業の窓口業務委託について御質問をいただきました。

まず、委託先でございますが、御発言のとおり高浜市総合サービスに令和 6 年度も実施をいただく予定でございます。

あと随意契約なのかというところで、随意契約でさせていただきたいと思います。積算の根拠につきましては見積り額を参考とさせていただいております。

問（13） 今の窓口業務委託料なんですけど、これ人の配置としてはどんな配置になってるんでしょうか。総合サービスは正規、非正規、何人の雇用でこの委託料になっているかについてもお聞かせください。

答（市民窓口） こちらの窓口業務委託でございますが、請負契約でさせていただいておりますので、こちらのほうから人数云々ということとはござ

いません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、2款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時50分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3款民生費

委員長 質疑を行います。

問（8） 2点お願いします。

137 ページ、3款1項2目、避難行動要支援者管理システムバージョンアップ業務委託料を計上されていますが、内容についてお聞かせください。

それと、156 ページ、3款2項3目家庭支援費での出産・子育て伴走型支援についてお伺いいたします。

令和5年度の主要・新規事業にて妊娠期から出産・子育てまで、SNS、アプリを活用したオンライン面談、相談も取り入れ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援を行いましたが、今後の課題と取組についてお聞かせください。

答（地域福祉） 避難行動要支援者管理システムのバージョンアップ業務委託料についてお答えいたします。

こちらのシステムは、住民基本台帳情報と介護、障がいの情報を基幹システムと連携を行って取り込んで運用を行っております。このため基幹システムが標準化へ令和8年4月に移行を予定しております。その対応を行わなければ現在のシステムが動かなくなってしまうことが分かっております。そのため、令和6年、令和7年の2か年にわたってシステムのバージョンアップを行うものでございます。

答（健康推進） 予算書163ページの出産・子育て応援交付金事業の電子母子健康手帳アプリ使用料について、関連しまして御説明をさせていただきます。

母子手帳アプリ「母子モ」につきましては、紙の母子手帳と並行して御利用いただくサービスで、スマートフォンが身近な情報ツールとして定着する中、子育て情報を速やかに直接届けることができるため子育て支援策の一つとして活用をしております。

オンラインでの面談やその予約ができるため、里帰り出産など窓口や訪問などによる面談が困難な場合など、個々の事情に合わせて携帯電話で対面面談をすることができます。

出産・子育て応援交付金事業では、妊娠の届出時から妊婦、子育て世帯に寄り添い、身近な場所で相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型支援が求められております。また母子健康手帳の交付に占める外国人の住民の割合のほうも増えておりますので、母国語でも必要とする方の対応についても12か国語を対応しておりますので、そちらの支援についても対応ができていくかと思っております。

今のが取組にはなるんですが、課題といたしましては、現状といたしまして、オンラインによる相談、面談の利用率が伸び悩んでいること、そして、民間企業が開発したアプリとなりますので、転居した場合などのデータの移行等があるかと思っております。

問（10） それでは、予算書143ページの老人憩の家等管理運営事業について御質問させていただきます。

あそこ自体は結構、面積もあるし、お風呂ももう使わずにそこを改修して部屋にして新たにこっちゃんのメンバーの方々に入っていただくということで伺ってるんですけど、このスケジュールはどうしてこんな遅いのかなというふうに思うんですけど、何かこう理由があるんですかね。

委員長 答弁願います。

答（健康推進） 老人ふれあいの家の改修工事につきましては、今後また宅老所の将来的な意向として、送迎バスを利用して市内全域からこちらのほうを利用していただくような形で進めております。

現段階におきましても老人憩いの家の管理をしておりますいきいきクラブであったり、宅老所を利用している方からいろんな意見を聞きながら、それを反映できるような形で使用のほうを進めてはいますが、ゴールデンウィークも挟みまして6月には入札のほうをしていけるような形で準備を進めていきたいと思っております。

意（10） いろいろと調整するところはあるとは思いますが、基本的には移動する宅老所の方々の御了承もいただいとる、それからいきいきクラブの御了承もいただいとるというふうに伺っておりますので、これ見ると利用が一番寒いときなるんだよね。せつかくなのに。そのあと、今考えてみえるのは、じい&ばあもこちらのほうに移行させるようなお話もちらっと聞いたことがあるので、できるだけ早くまとめ上げて進めていただければと思います。

問（12） 2点伺いたいと思います。

予算書の141ページ、3款1項3目の7、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に関しまして、この助成金13万4,000円ですが購入費用に係る助成以外に、例えば使用していくに当たってバッテリー交換が必要となって、それが毎年片耳で1万円程度、両耳だと2万円程度必要になると聞いておりますが、そうした維持費、あるいは故障したときのその修理費というものは含まれているかどうか。もし含まれていないとすれば、この維持費、毎年これ結構な負担となると思いますけれども、今後必要である

とのお考えはないかお願いしたいのと。

あと 143 ページ、3 款 1 項 7 目の 12、地域介護・福祉空間整備等交付金交付事業に関しまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金として 1,540 万円上がっておりますが、これ昨年の 9 月補正でも上がっておりますが、新たに別施設への交付金でよかったかどうか、またその施設は決まっているのかについてお願いいたします。

答（介護障がい） まず、141 ページの軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業でございますが、令和 4 年度にも購入だけではなくて修理・更新の費用を出しておりますので、そういった使用ができるものだとして理解しております。（後述訂正あり）

それから、143 ページの地域介護・福祉空間整備等交付金交付事業につきましては、別の施設の補助ということでございます。

問（12） 別の施設への交付、そういう施設が決まっているのか、お願いします。

委員長 答弁願います。

答（介護障がい） 今年度につきましては、昭徳会さんのいこいの宿さんのほうに補助する予定でございますが、令和 6 年度につきましては論地がらてんのほうから御相談があるような状況でございます。

問（10） 予算書 149 ページ、主要・新規でいうとナンバー 9 の重層的支援体制整備事業について伺いますけれども、ちょっとイメージだけで主要・新規もここ書かれてる感じがあるんで非常に分かりにくいんですけども。一つ聞きたいのは、これ、支援体制を整備することの事業というふうには読み取れるんですけど、現実的には重層的支援がもう既に必要な方がみえるということ想定すると、それをやりながら地域を巻き込んでそういう支援体制がとれる地域をつくっていくというのを両方やっていくというイメージで見ればいいのか。どうなんでしょう。

答（福祉部） 重層的支援体制整備事業というのは御存じのとおり、相談支援、参加支援、それから地域づくりに向けた支援、これを具体的に進め

るということで、私ども福祉部におきまして、相談支援につきましては福祉まるごと相談グループが、それから参加支援につきましては地域福祉グループが中心となって進めてまいりましたが、地域づくりに向けた支援、こちらはある意味、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場ですとか、居場所を整備していくという事業になってまいります。こちらがなかなかコロナもありまして、今進んでないという状況であります。

そこで、この地域づくりに向けた支援を推進するための部署を一つ立ち上げて、地域の皆さんとまずはフラットな関係をつくって地域に既にあるものを生かして居場所というものをつくっていききたいと。今年度、試験的に子供の居場所ということで、子ども食堂の立ち上げに向けて試行してまいりましたけれども、地域の中に子ども食堂を幾つか、次年度については落としていききたいというふうに考えております。

問（10） 子ども食堂、本当に認知度が上がってきて考え方も昔と変わって、いろんな方が顔を出している方と一緒に御飯を食べるとおいしいよってというようなイメージで今進んできてると思うんですよ。

ですから、それはそれでいいんですけども、あとはお願いしたいのは、ぜひ力を入れてこられた健康自生地を取り込んでいただいて、それを進めていくような考え方っていうのはどうなんですかね。終わりでしょうか。

答（福祉部） まず、健康自生地につきましては、もう10年ほど前から高齢者の皆さんが気軽に立ち寄ることができて地域の方々と交流できる場ということで整備をしてまいりまして、既に市内100か所以上、設置ができております。

ただ、例えば、何らかの事情があって御自宅に引き籠られている方っていうのは、高齢者に限ったことではなくて、若い方々もいらっしゃいますし、子育て中のお母さんもいらっしゃいます。

したがいまして、特定の世代ですとか属性に特化した居場所、健康自生地のような場所、それからいろんな多世代、多属性の方がごちゃまぜに混ざり合うような居場所、そんなようなものも必要だと考えておりますので、

全世代型の健康自生地というものをつくってまいりたいと思います。

施設の中には空間や時間で区分するというような方法も考えられますので、地域の方々と御議論させていただきながら、そういった居場所を1か所でも多くつくってまいりたいと考えております。

問（13） ではまずページ数でいくと132ページ、133ページ、3款1項1目の社会福祉総務費の会計年度任用職員の管理事業についてお聞きするんですけど、来年度これ1名減になってるんですけど、1名減の理由についてお聞かせください。

それから、次のページ、134、135ページの2目の委託料のソフトウェア標準化業務委託料、これちょっと内容についてお聞かせいただきたいのと、それからその下のいきいき広場管理運営事業、これマシンスタジオの運営委託料ということで先ほどからすごい一番減額がされたよということで私もこの部分については一番評価をしてるんですけど、評価しつつもやはりこれ総務省の自治体を見るともう少し減額できるはずなんだけどなというところで、そのあたりのお考えについてお聞かせいただきたいのと。

同じくいきいき広場についてですけど、いきいき広場の駐車場の借上料、こちらが減額になっていて補正のときの話と連動してるのかなと思うんですけどその部分についてどうしてなのか。それから自動車借上料、こちらのほうが増額になってすごく大きくなってんですけど、その理由について。

それからその下の消防設備修繕工事費、この内容についてお聞かせいただきたいのと、これはいわゆる図書館が入ったことによる費用が発生したものなのかどうか、そこもあわせてお聞かせください。

答（介護障がい） 3款1項2目のソフトウェア標準化業務委託料につきましては、福祉総合システムの標準化のための費用ということでございまして、現在自治体ごとにやっておりますシステムのレイアウトを全国的に統一される標準化にしていくものでございます。

答（健康推進） 予算書135ページのマシンスタジオ運営委託料について

の御質問です。

こちら先ほど来お話が上がってますが、今年度、秋に実施されました行政経営ヒアリングのほうで、マシンスタジオの在り方の指摘を受けております。

指摘の内容につきましては、現在の委託業者でなければ実施できないのかとか、事業費の妥当性、あと民営化の検討や運営業者や運営利用者への直接の補助など検討すべきではないかという御意見をいただきました。

こちらにつきましては、近隣市のほうの運営形態や契約状況、開設時間、休館日等を参考にマシンスタジオの利用者にアンケートをとって、運営事業者との協議の結果、来年度から平日の営業時間短縮であったり日曜日の閉館や事務局管理費の減などを行いまして来年度 600 万円強の減額に至っております。

ただ、今後につきまして、現在、受託業者のほうについても実際に働いてみえる方もみえますので、プロポーザルを含めて再来年度から実施できるよう来年度検討していきたいと思っております。

答（秘書人事） 予算書 133 ページ、会計年度任用職員の管理事業、減の理由でございますが、健康推進グループのほうで会計年度任用職員を減しているところが理由でございます。

答（地域福祉） いきいき広場の駐車場借上料につきましては減額の理由としましては、昨年度としましよびあがいきいき広場に来ることにより増額をいたしました。思ったほど駐車場の利用が多くなかったため減額するものでございます。

自動車の借上料につきましては、いきいき広場で所管しているグループのものを地域福祉グループで一括で管理するように来年度から変わりますので、その都合でよそのグループで令和 5 年度予算計上したものが全て地域福祉グループに集まった形です。

もう一点、消防設備の修繕工事費ですが、こちらはとしましよびあとは全く関係なくて点検により不備となった項目の修繕を行うもので、泡消火設備

の修繕であったり誘導灯の更新などを行っていくものです。

問（13） 今、健康推進グループの減ということなんですけど、これは保健師さんなのか事務職さんなのか、どのような職種の方の減なのかっていうところで、これ減にできてしまっているのかなっていうところをすごく危惧しているので減にした理由についてもお聞かせいただけたらと思っております。

それから、ページ変わって 136、137 ページの同じく 2 目の地域福祉活動事業費補助金はこちら多分これ社協の運営費なのかなと思うんですけど、人件費と事務費が上がっているということなんですけど、社協さんについても多分いろいろ御意見をさっきの専門家にいただいているんじゃないのかなと思うんですけど、そういった意味でこれ人件費が上がって事業内容についての見直しを行われたのかどうか。このあたりについてもどのようなふうであったのか教えていただきたいなと思っております。

それから引き続き、6 の権利擁護推進事業の権利擁護支援センター運営委託料 1,500 万円なんですよね、結構大きいんですよ。これ相談から支援までどれぐらいの人数の方を想定しているのか。また過去の実績についても教えていただけたらと思います。

答（地域福祉） 地域福祉活動事業費補助金でございますが、こちら社会福祉協議会の法人運営部門の補助金になります。増額の理由につきましては、人件費のベースアップだったりとか賞与の分で 300 万円ほど増えています。

今回見直しになっていたのは、社協の委託事業のほうなのでこちら補助金で法人運営部門になりますので、内容の見直し等こちらには行っておりません。

答（福祉まるごと相談） 137 ページ、権利擁護支援センター運営委託料でございますが、センターの委託の内訳としまして、センター職員の人件費がやはり大きくあります。2 名の職員が配置されております。こちらの人件費で 1,315 万 8,000 円ほどございます。その他で事務費、事業費とな

るんですが、やはり人件費というところでどうしても委託料が大きくなってしまふというところがございます。

続きまして業務の内容ですが、委託の内容としましては今申し上げたとおりスタッフの配置というところがございます。あとは権利擁護に関する専門的な相談とかそういった支援というものをお願いするところがございます。

あと大きなところで言えば市長申立てといたしまして権利擁護の中で成年後見人の申立てをやっていただくということもございます。そういったところで弁護士とか裁判所とかとそういったネットワークを構築しておりますので、つながりの中で協力していただくような体制でお願いしているところがございます。

あとセンターの実績としましては、相談件数は少なく、令和3年度は123件、令和4年度は102件、令和5年度9月末現在で47件ほどございます。ただ、中には1件で相当な時間を要するようなものもございますので、その辺は件数が少ないからといって決して軽いものではございません。

あと市長申立て、先ほど言いました成年後見人の申し立てですが、こちらのほうに関しては今年度2件申し立てのほうを実施しております。

答（健康推進） 健康推進グループで会計年度任用職員が対前年度比1名減ということなんですが、こちらのほうにつきましては、この3月でコロナワクチンの特例臨時接種が終了いたしますのでその部分の減となります。

問（13） 先ほどの権利擁護支援センターなんですけど、成年後見人制度がなかなかこれ制度がお金もかかるし手続もすごく大変だということではなかなか使われる方がいないんですけど、今後、国会のほうで今成年後見人についての制度見直しのほうも図られるので、それによつては多分成年後見人の制度を使われる市民も多くなるのかなと思うんですけど、そのあたりも含めた委託料でよかったのかなっていうところも確認をしたいと思ひます。

それから引き続き、3目の障害者在宅・施設介護費なんですけど、こち

らの1、障害者自立支援給付事業の扶助費が障害福祉サービス等の給付費と障害児の給付費が上がってるんですけど、これが昨年度の当初予算と12月補正を足した金額よりも低いんじゃないかと思うんですけど、補正後の予算と今回の当初予算との差額についてお答えください。それぞれお願いします。

答（福祉まるごと相談） 権利擁護支援センターの運営委託料につきましては将来的なことも見込んでの2人配置ということで、やらせていただいておりますので御理解いただきたいと思います。

答（介護障がい） ちょっと12月補正との比較は今ちょっと手元に資料ございませんが、6年度の当初予算につきましては今年度の実績見込みで計上をさせていただきます。

問（13） 先ほどからいろいろ実績をどこで見込んでますかっていうと、4年度の下期と5年度の上期っていうことなんですけど、そうすると今のお話で5年度の見込みですよって今おっしゃったと思うんですけど、5年度の見込みだと補正を上げるとこれ完全に令和5年度の当初予算プラス12月補正を足した金額よりも低いんですよ、これ金額が。扶助費ってそんな絶対下がるわけ、給付費下がるわけないと思うんですけど、そのあたりすごくこれ不思議なんですけど、この予算でいいのかなと思うんですけど、いかがですか。

答（介護障がい） 当初予算編成時点での状況でございますが、こちらも4年度の下半期の実績と5年度の上半期の実績で計上をさせていただいております。

補正のときにも申し上げておりますが、実際に年度途中でのサービスの利用の増減というのがまたございますのでそこまではなかなか加味ができないということでこういった計上の仕方をさせていただいております。

問（13） そういう考えで計上していくと結局また12月補正ですごい金額が出てくるということになっちゃうんですね。今年度の予算計上よりも低いということなのでこれすごく私は問題かなと思うんですけど、次行きま

す。

5 目の高齢者在宅・施設介護費、これ配食サービス事業委託料、昨年度より減ってしまっているところと、あと軽度生活援助事務委託料、こちらも減っていて、あと緊急通報システムの保守点検等委託料、これ3点どれも当初予算減ってるんですけど、これなぜ減ってるのか理由についてお聞かせいただきたいのと。

あとその下の6目の老人憩の家解体工事設計業務委託料、これ前から何回でも言ってるんですけどこれ高浜南部憩の家なんですけど、これ設計費をやっぱり建築士を増やして内部設計すべきだと思うんですけど、結局こういう設計費がどんどんどんどん積み上がってくるんですよ。これ内部設計でできないのか、そのあたりについてもお聞かせください。

答（福祉まるごと相談） 141 ページの配食サービス事業委託料ですが、前年度比で47万1,000円ほど減額させていただいております。

この理由としましては、令和5年度当初予算は1万1,450食を見込んで予算計上させていただいておりますが、令和6年度当初予算では令和4年度の下半期実績と5年度上半期実績を基に9,950食を見込ませていただきまして、1,500食を減としていることから減額させていただいております。

続きまして、同じく141ページの高齢者軽度生活援助事業委託料、前年度比で3万1,000円減額になっております。こちらにつきましては、現利用者1名の方がございまして、令和5年度は2名を見込ませていただきまして予算計上させていただきましたが、過去から近年ずっとこの1名の方のみですので令和6年度は1名を見込ませていただきまして予算計上したことから減額となっているところでございます。

続きまして、緊急通報システム保守点検等委託料なんですけど、こちらにつきましては、機器の貸出台数が年々減少しております。この理由としましては、一般的に携帯電話が普及しており、あと固定電話をつけられる方がかなり減っているというのが少なくなっている要因ではないかと私ども

は分析しております。

答（健康推進） 予算書 141 ページの老人憩の家解体工事設計業務委託料の 231 万円の件で、内部設計ができないのかというような御質問だったかと思えます。

実施設計のほうで予定しておりますのは、アスベスト調査、図面、設計図書等の作成等を予定しております。

今までも令和 4 年のときの吉浜南部老人憩の家、令和 5 年の高浜北部老人憩の家につきましても、外部による入札で実施設計をお願いさせていただいております。

市が公共施設を解体するという事で、公共工事としての解体工事を進めていく中で不測の事態を発生させないように、専門家による設計のほうを今後も組みさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

問（13） 143 ページにまいります。

同じく老人憩の家の関係なんですけど、老人憩の家が 4 か所から 2 か所に減ったっていうことなんですけど、減ったのに借地料が上がってるってのがこれちょっと理解ができないのでお願いしたいと思ひます。

ページ変わりました 145 ページにまいります。

8 目の 5、生活困窮者自立支援事業の委託料なんですけど、自立相談支援事業等業務委託料、こちらが昨年が多分アウトリーチっていうことで令和 5 年が 1 名と 2 名プラスアウトリーチ支援員っていう御答弁があったんですけど、アウトリーチ支援を強化するというような御発言ですね、土曜開庁とかなくしてくって理由があったんですけど、令和 6 年度のこの委託に関する人員配置、それから、どういった方がどのような専門職の方が配置されるのかについてもお聞きしたいと思ひます。

そういった中でアウトリーチ支援員がどのように大きく活動できるのかという点についてもお聞かせください。

それから学習支援事業業務委託料、こちらに関しては令和 5 年度と同様

のところ随意契約するのかどうか。それからこれ委託料が私は人数に対して非常に高いなっていうのを前から言ってるんですけど、今回は何日で何人に対しての委託料で計算されてるのかについてもお聞かせください。

それからその下の9目認知症対策費なんですけど、認知症早期発見事業ということでずっとこの間も言っている長寿医療センターと共同事業で行ってきた認知症予防体制構築業務委託料、こちらの件につきましては前からフィードバックをしてほしいという話があるんですけど、来年度に関してどのように事業のほう展開されていくのかについてもお聞かせください。

取りあえずそこまでお願いします。

答(地域福祉) 生活困窮者自立相談支援事業につきましてはですけども、配置している支援員につきましては、主任相談支援員が1名と相談支援員が2名で、合計3名でアウトリーチも行っております。

専門職としましては、今の主任相談支援と相談支援が行える支援員3名が配置されていて、そこでアウトリーチもやっております。

この自立相談支援事業の中には家計相談も行うことになっておりますので家計相談員1名も含まれております。

学習支援につきましては、来年度も随意契約で行う予定です。何日で何名かというものですが、ステップとステップジュニアとありまして小学校4年生から6年生までを対象にしているステップジュニアが年間102日、ステップのほうは52日を予定しております。対象人員ですけども、ステップジュニアのほうちょっと今受入れができなくて待っていただいている方もいらっしゃるんですけども、大体20名ぐらいで、ステップのほうは36名となっております。

答(健康推進) 予算書143ページの老人憩の家の借地料13万2,000円につきましては、昨年度はおっしゃられたとおり、高浜北部老人の憩の家、高浜南部老人憩の家、吉浜北部老人憩の家、吉浜南部老人憩の家の4か所の借地料として10万5,000円計上しておりましたが、今年度は今お伝えした中で、高浜北部老人憩の家を解体し、そして吉浜南部老人憩の家も解体い

たしましたので2か所となっております。

施設が減ったにもかかわらず借地資料が上がったという御質問なのですが、こちらについては2か所の借地料になりますが、借地料は毎年地権者の方との協議によって決定しておりますので、結果的にこういう形になったということになります。

続いて145ページの認知症早期発見事業につきまして、こちらは平成26年から本市と国立長寿医療研究センターは、認知症予防体制の構築に向けた共同事業を継続しております。今年度ホコタッチを継続して使用されておられる方の分析をした中で、1日の歩数が3,000歩以上の高齢者は要介護リスクが6割減少したという結果と、外出促進につながって介護予防につながった可能性があるということについて、年2回発行しています「いでーる」のほうで情報提供しております。

こういったことを継続する意味で来年度もホコタッチ利用者等のモニタリングを継続したり、二月に1回程度の会議の中で情報共有しながらいろんな御指導を受けながら事業のほうを進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

答（介護障がい） 先ほどの12番委員の御質問の答弁を一部訂正させていただきたいということでございます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の御質問の際の答弁でございますが、難聴児の補聴器は修繕費や維持費の補助はしておりませんので訂正をさせていただきます。よろしくをお願いします。（後述訂正あり）

今後も特段、現時点では予定はございませんのでお願いいたします。

問（13） ちょっと確認なんですけど、自立相談支援事業等業務委託料なんですけど、主任相談支援員が1名と相談支援員が2名で家計相談員っていうのはこの3名以外にいるという理解なんですか。

そうすると4名いらっしゃってそのうちのどなたか、先ほどの最初の主任相談支援員と相談支援員の2名がアウトリーチ支援を兼務で行うという理解でいいのかなっていう確認と、そうなった場合のアウトリーチ支援員

が昨年度のちょっと答弁はよく分からなかったんですけど、昨年度はこれ全部で4名だったのかなと思うんですね。今回も家計相談員さん入れると4名になるので、そうなった場合これアウトリーチ支援の支援の拡大ってのがあまりよく分からないんですけど、どういった形で拡大できるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

引き続き、11目の子ども医療費、この子ども医療費についても扶助費ということで子ども医療扶助費があります。

今回、令和5年度の当初予算見ると、2億2,429万3,000円で12月補正で、これが結局、補正金額足すと2億6,949万4,000円なんですね。なので令和5年度が2億6,949万4,000円に対して来年度の当初予算は3,000万円低くなるんですけどこれ、そうするとまたこれ補正になるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの考えと、同じく母子家庭等の医療事業につきましても、当初予算とそれから補正額を足すと3,601万1,000円になって、令和6年度よりも237万7,000円、令和5年度のほうが高くなるので、これだと多分全然足りないんじゃないかと思うんですけど。これ絶対足りなくなると思うんですけど、これだと補正ありきの当初予算じゃないのかなと思うんですけど、そのあたりのお考えをお聞かせください。

答（地域福祉） 先ほどの自立相談支援事業の中の支援員ですが、主任相談支援員1名、相談支援員2名、家計相談員1名の4名おりまして、その4名がそれぞれ必要と思われる方へのアウトリーチを行っております。

今年度はメールだったりとかの相談も増えておりますので、こちらから御家庭に訪問したりということも4名が必要な方に対して行っております。

答（市民窓口） 147ページの子ども医療扶助費と母子家庭のほうです。

議員言われたとおり、当初予算と比較して若干少ないという御指摘です。これにつきましては市の財政上の都合ということで御理解いただければと思います。

問（13） 財政上の都合というよりもちゃんと予算計上や必要な予算を上げていかないと結局財調がどれぐらいになるかっていうのが後々補正ばか

りされるのはちょっと問題であると思いますので、そこは私は問題であると思います。

いいです。ごめんなさい、今の意見なっちゃいます。失礼しました。

148 ページの国民年金費の 14 目なんですけど、この人事管理事業で一般職給ということで 2 人になってるんですね。

これ令和 5 年度 3 名だったと思うんですけど、これ 3 名から 2 名に減になった理由についてお聞かせいただきたいと、引き続き 16 目の介護保険事業費の介護保険特別会計保険事業勘定繰出金、これの減の理由。

それから、その下の先ほどからお話が出ている重層的支援体制整備事業、これ本当に具体的なイメージがあんまりできないんですけど、先ほどの北川議員の答弁でいくと、今まである既にあるものを生かして居場所つくってということだと、結局今までの居場所をつくってきたグループではなくて新たにこの新たなグループをつくってやるっていうのが、何かちょっと違和感があるというかあまり理解ができませんけど、その居場所づくり、今まであった、例えばじゃ健康自生地とかホコタッチをやるところを今後変えていくっていうことになるんですかね。どういうことなんですか。なかなかこれ具体的なイメージがよく分からないのでそのあたりも私理解できないのでお願いしたいと思います。

取りあえずそこまでお願いします。

答（市民窓口） 149 ページ、14 目国民年金費の人事管理のところまで 2 人になって 1 人減るとるところでございます。

現在 3 人で年金事務をやっておりますが、1 名減にいたしまして、その 1 名を次年度は国民健康保険のほうへ配置替えをしようと思っております。

答（福祉部） 居場所づくりにつきまして、健康自生地を立ち上げていった折も、やはりまちづくり協議会をはじめとした地域の皆様と地域にある資源をいろいろと協議、活用しながら、一つずつ居場所を増やしていったというような経緯があります。

今回は、高齢者に特化した居場所ではなくて、いろんな世代の方が集え

る居場所というものを、また地域の方々、まち協さんをはじめいろんな団体さん、サークル活動されてる方々、そういった方々と協議をさせていただきながら、一つずつ地域の中につくり上げていきたいと思っております。既存の健康自生地が全世代型に発展することもあるでしょうし、新しく居場所を立ち上げるということもあろうかと思えます。

答（介護障がい） 介護保険特別会計の繰出金でございますが、こちら特別会計の予算編成のほうに合わせて割合が決まっておりますので減になったということでございます。

問（13） では152ページのほうに参ります。

2目保育サービス費のほうにいきます。

まず、3の保育園管理運営事業の賄材料のことなんですけど、これ多分保育園の給食費のいわゆる保護者から入ってきた分とそれから材料費として出す分の差額分になるのかどうか、ちょっとこれ確認したいなと思っております。

あと、その下のところの保育園等給食調理業務委託料、こちらが吉浜北部保育園で随意契約なのかどうか、そのあたりの確認をしたいのと、それから民間保育所の運営の委託料のほうで7,000万円の増となっているんですけど、これは人件費のみなのか、ちょっと理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

それから、高浜市施設セキュリティ警備業務委託料、こちら新規の計上かなと思うんですけど内容についてもお聞かせください。

答（こども育成） 保育園の維持管理事業の賄材料費の件でございます。こちらはあくまで給食を作る食材の費用となります。ですので、その保護者の負担金等を差し引いているものではございません。

次に、給食調理業務委託につきましては、随意契約となると思えます。また、保育園の管理運営事業が7,000万円ほど増えている理由でございますが、主な理由といたしましては、いわゆる人事院勧告等により公定価格の増による人件費の増が主なものになります。次に、セキュリティーの関

係の委託でございますが、こちらは令和4年度末に保健センターで事件が起きた際に、こども育成グループが管理している施設のうち、セキュリティーを要する箇所についてセキュリティー設備を設置したものでございます。場所につきましては、セキュリティーの関係もございますので伏せさせていただきます。

問（13） そうなると今賄材料費のお話聞いたんですけど、保護者が負担する部分もあると思うんですけど、大体1食当たり1人幾らっていう形でこれは市が補助する形になるのかなと思うんですけど、そのあたり教えていただきたいなっていうのと。

あと、先ほどの保育園等調理業務委託料のところなんですけど、この保育園等の等っていうのはどこになるのかなっていうところで、給食業務委託の内容について教えていただきたいと思います。

それから、ページ変わって155ページにまいります。

工事請負費で吉浜北部保育園の空調設備更新工事費。これ私ずっとこの間も言ってるんですけど、吉北って一番に改修しなきゃいけなかった施設で老朽化が著しいんですよ。その中で、まず今回の対象が吉浜北部保育園の保育室の5部屋と職員室ってことなんですけど、これリズム室とかそのあたりについては対象になっていないのかっていうことと、それから、もうとっくにこれ当初の計画どおりいけばもう大規模改修終わってた時点なので、それが終わってれば必要のなかった工事じゃないのかなというところを確認したいと思います。

それから、その下の公有財産の購入費について土地購入費が計上されておりますので、そこについての御説明をお願いいたします。

答（こども育成） まず給食費の保護者への補助がいくらかという点でございますが、基本的には給食費は、保護者が負担する中で、例えば令和5年において、いわゆる給食費の民間補助等がある中について、いわゆる賄材料費と保護者が負担すべきであろう給食費の合計との差額が、例えば、いわゆる公立の給食費の補助のほうに該当するのではないかというふうに

考えるのであれば、令和5年度の1月、6年の1月現在で大体持ち出しとして60万円ほど市のほうが持ち出しをしているということです。

次は、小規模保育等にいわゆる給食の吉浜北部保育園で調理した給食を配送してありまして、それを踏まえた形でいわゆる保育園等という形で委託をしております。委託料はそれぞれ小規模保育は小規模保育で予算計上のほうを按分して出しています。

あとは、空調でございますが、リズム室の空調につきましては、喫緊には特に必要ないということで、大規模改修に合わせて行う。保育室のほうが多重になるんじゃないかという御質問でございますが、手戻りにならないように更新させていただきたいと考えております。

公有財産、先ほど午前中に御質問あった件でございますが、いわゆる土地の取得費等が幾らかということでございますが、3,804万6,226円となります。

奥の駐車場は使わなくなるのかというような御質問があったかと思えます。今の使っている中で、あくまで送迎のメインとしては奥の駐車場を使用する中で、例えば雨天とかで満車になったときとかでも止めやすいような形で使っていくことを考えております。

また、いつ買い戻すかについての御質問でございます。こちらについては、高浜市の土地開発公社と協議しながら順次、買い戻しをしていきたいというふうに考えております。

問(13) 今食材60万円の持ち出しって言ったんですけど、令和6年1月で60万円の持ち出しってのはこれいつからいつまでの金額になるのかっていうことと、あと結局今の話でいくと、いわゆる小規模保育とか全部入れた保育園の中で市の物価高騰分というか、物価高騰分じゃないにしろ足りない部分を持ち出したってことになると思うので、そのあたりの確認をしたいと思えます。

それから先ほどの業務委託料なんですけど、これ随意契約っていうのは高浜市総合サービスでよろしいのかっていうところについてもお聞きした

いし、随意契約の理由についてもお聞きしたいと思います。

それから、今、北部保育園の空調設備については手戻り云々ではなくて、当初この公共施設の総合管理計画をつくったときには、たしか平成31年ぐらいに大規模改修するのかなっていう予定だったと思うんですけど、それがどんだん後送り後送りになってるので、そのときにしてればこれ必要なかった工事じゃないのかなと思うんですよね。当時多分これ空調もやる予定だったんじゃないのかなと思うんですけどその確認と、あと公社からの買戻しの件なんですけど、これ買戻しする理由としては、先ほどの前の市債のところで見ると、たかはまこども園の保護者の駐車場という理由になるのかなと思うんですけど、たかはまこども園今民間の園なんですよね。民間の園のために市が買戻しができるのかどうかっていうところと、それからこれ買戻しに対して最初の理由と変わってきてると思うんですけど、これ法的に問題がないのかどうか、その確認をしたいと思います。

答（こども育成） まず先ほどお答えした給食費の試算の件でございますが、令和5年4月から令和6年1月までで試算したものとなります。

給食等の調理業務委託につきましては、高浜市総合サービスです。随意契約の理由としては、施行例の第167条の2号に該当しております。

買戻しの理由につきましては、先ほど午前中、送迎等でも利用するというお話をしておりますが、あくまでも、たかはまこども園の用地として活用するというので買戻しのほうをしておりまして、民間でもできるのかという御質問でございますが、いわゆる公有地の拡大の推進に関する法律の第17条に、いわゆる業務の一部、業務ができるという中で、公共施設または公用施設の用に供する土地というふうになります。

たかはまこども園につきましては、あくまで保育園維持管理事業という事業の一環として活動している団体、保育園でございますので、その点問題ないと認識しております。

答（介護障がい） 度々訂正で申し訳ございません。

12番委員の、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の関係の答弁でございましたが、これ規則上、新規購入と更新、それから、新規購入または更新した補聴器の修理というのが対象になっておりますので訂正させていただきます。

ただいまの当局の発言の訂正を許可いたします。

問（13）では、同じく庁用器具費、それから図書購入費、これ令和5年になかったものが出てきてるんですけど、これそれぞれ内容について教えていただきたいんですけど、ただ図書購入費はこれは先ほどの等が全部入るところの購入費なのか、吉北1つだけなのかどうということなのか。でもどちらにしても非常に少ないと思うんですけど、どのように考えているのか教えていただきたいと思います。

答（こども育成） 図書購入費でございます。昨年度までは、いわゆる消耗品費に計上をしておりました。幼稚園等の事業では、きちんと図書購入費として計上しておりますので、そちらの科目に統一したものでございます。

問（13） 庁用器具費の内容、それから図書購入費、これはどこの園なのか。それから、あまりにも1園にしる少ないんで、そのあたりの考え方についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど随契で167条の2号のどこに当たるのか教えてください。

答（こども育成） まず、図書購入費の件は、北部保育園の図書購入費となります。庁用器具費の内訳でございますが、いわゆる保育システム用のiPadと老朽化が著しい6輪お出かけ避難車を予定しております。

あと給食の2号のどれに該当するのか。その性質または目的が競争入札に適さない、で整理しております。

問（13）では、飛んで161ページの放課後児童健全育成事業に清掃業務委託料が入ってるんですけど、この清掃業務委託料、どこの対象なのか教えていただきたいと。

あと、子育て推進事業の委託料、子育て家族支援者養成講座運営業務委託料、これ事業の内容と増額している理由についてもお聞かせください。

それから、その下の14の病後児保育なんですけど、これ見るとあまりにもほとんど計上されてないってことでやる気があるのかなってすごい思っちゃうんですけど、これ本当に病後児保育すごく重要、今後っていうかも今でも多分需要がすごくあるんだけど高浜市の場合すごく使いづらいですよね、条件的に。

これやはり改善してきちんと今、こどもまんなか政策と言われてるぐらいですので予算に計上すべきだったと思うんですけど、そのあたりのお考えについてもお聞かせください。

その下のいちごプラザの運営委託料のほうも増額されてるので、これが人件費なのかどうかの確認をしたいと思いますし、それから、次ページの163ページにいきます。こども発達応援事業なんですけど、こども発達センター支援業務委託料、これ職員の内訳とそれからこれ専門職の人がどれぐらい入ってるか聞きたいので、職員の中でどんな職種の方がどんなキャリアのある方が何名みえるのかについても教えてください。

それからその下の子ども・子育て会議運営事業について、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料なんですけど、これいつからいつまでの計画で、昨年度もこれ計上されてるんですけどその理由についてもお聞かせください。

答（こども育成） 放課後児童健全育成事業の清掃業務委託料、どこの部分かということでございます。翼児童クラブと東海児童クラブの清掃業務委託料となります。

次に、子育て家族支援者養成講座の開催事業については、子育て支援員の研修を実施するもので、家庭的保育事業等を担う支援員の養成とバックアップ研修と、今年度と来年度につきましては、いわゆる地域共生の研修を行っております。委託料、今年度については補助金がつくということで受託側のほうが受託料のほうは据置きでございましたが、来年つかない場

合については、その部分ちょっと増額してほしいという申し出があり増額しています。補助金がもしつくんであれば減額した形になります。

あと、病後児保育につきましては、令和5年度の実績としては4人利用しております。利用者としては2名の方が利用して4日間利用してるといような形です。ニーズとして、やはり今までゼロであったところが、令和4年、令和5年と増加しておりますので、引き続き事業としては実施していきたいと考えております。

また、いちごプラザの運営委託料の増の理由でございますが、こちらは人件費、最低賃金の上昇に伴うものであります。

あと、計画についてでございます。令和7年から令和11年の5か年の計画でございます。いわゆる子ども・子育て支援法に基づき策定をするものでございます。

答（健康推進 主幹） こども発達センターの支援業務委託料のうちの専門職ですが、臨床心理士2名、言語聴覚士2名、作業療法士1名となっております。

そのうち1名は開設当初から続けていただいている専門職にもなりますし、皆様それぞれ継続して保護者の方やお子さんの相談に応じていただいているというスタッフになります。

問（13） 今、令和7年から令和11年の5か年で計画を立てるということで、子ども・子育て支援事業計画なんですけど、これ去年も494万1,000円計上されていて結局全部で幾らかけて計画を立てるのかなっていうのと、それからこれに関してのパブコメをやるんでしょうけど、専門家とかは入っていないでいわゆる委託で全部任せたりとか、そういう形で立てていくっていう形になるんですか。

答（こども育成） 令和5年と令和6年の2か年にかけて委託を行うものでございますが、令和5年につきましては、いわゆるアンケート調査を行って市民のニーズを把握する業務が入っております。それを踏まえて、いわゆる子ども・子育て会議に諮ってそのニーズというものをどのように市

政に反映していくのかというところを検討していくと。パブリックコメントも当然、実施する予定でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、3款の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時10分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4款 衛生費

委員長 質疑を行います。

問(6) 一点お願いいたします。主要・新規事業23ページ、ナンバー11番、自殺対策計画策定委員会の委員の構成は何人で、どのような方がなるのか。あと、1月24日に行われたゲートキーパー養成研修には何人の方が参加したのか。また、今後もこのような研修を行っていく予定があるのかを教えてください。

答(健康推進) 主要・新規事業の11番、自殺対策計画対策業務委託料につきまして、計画策定委員につきましては10名を予定しております。委員には学識経験を有される方、各種団体を代表される方ってということで、労働団体、社会福祉協議会、市民団体、民生委員さんを考えているのと、あとは、関係の行政機関というところで、保健所や教育委員会の方のお願いを予定しております。

答（健康推進 主幹） 先日の研修にいらっしゃったのは市民の方が 19 名と聞いております。

問（5） 予算書の 174、175 ページで 2 点お願いいたします。4 款 2 項 1 目の放置自動車認定委員報酬ですが、近年の年間放置自動車数が何台あったか。それに対して人員が足りているのかについて。同じく中央から少し下のほうで動物死体処理・清掃業務委託料ですが、近年の年間処理動物の品種での件数と、あと年間の処理件数の増減についてお聞かせください。

答（経済環境） まず、1 点目 175 ページの放置自動車認定委員会の関係でございますけれども、こちらにつきましては、本年におきましても、放置自動車のお話がありました。撤去を求める書面等を張りつけたところ移動されたましたので、現在のところそれ以外は把握してございません。

あと、2 点目でございますが、こちらにつきましては、今手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

委員長 ほかに。

問（12） まず、2 点お伺いします。予算書の 169 ページ、4 款 1 項 1 目 1、老人・成人保健事業に関しまして、健康たかはま 21 計画策定業務委託料が上がっております。主要・新規事業のナンバー12 にもありますけれどもちょっと詳しく御説明いただければと思います。

あと 173 ページ、4 款 1 項 3 目 2、地域医療振興事業に関しまして、刈谷豊田総合病院高浜分院草刈業務委託料が上がっております。昨年と比べて 1 万 1,000 円下がっていますが、その理由についてお願いします。

答（健康推進 主幹） 健康たかはま 21 計画策定業務委託料の計画に対してということで御説明をさせていただきます。この計画は、国や県も作成しております健康増進法に基づく健康推進計画になっております。計画自体は今も進行していてこれで 3 期目なんですけども、高血圧であったり、心筋梗塞であったり、体の健康や心の健康、そしてお子さんたちの健康というところを柱に計画を策定し、保健事業を進めていくというものになります。

答（健康推進） 予算書 173 ページの刈谷豊田総合病院高浜分院草刈業務委託料が対前年度 1 万 1,000 円ほど少なくなったという理由でよろしかったですかね。こちらにつきましては、解体までの間、協定書に基づきまして市が管理をするというところで、草が伸びる時期、伸びたときも含めて、年に 3 回程度草刈りとか枝打ちをさせていただいておりました。その中で、草刈り等をする面積のほうとか場所のほうが少なくなると見込みましたので若干減らせていただいております。

問（12） 同じく 173 ページ、4 款 1 項 3 目 2、地域医療振興事業につきまして、補助金として利子補給補助金と固定資産税等補助金が上がっておりますけれども、まずこの利子補給補助金についてはその利率を教えてくださいのと、あと、固定資産税等補助金 3,847 万 3,000 円については、高浜豊田病院と旧分院の固定資産税の合計の金額かどうかお願いします。

あと、同じく予算書の 173 ページ、4 款 1 項 4 目 4、環境衛生対策推進事業につきまして、補助金としてスマートハウス設備設置等補助金が 600 万円上がっております。昨年の新規事業として同額が上がっていましたが、現在までの利用件数とその合計金額についてお願いします。

答（健康推進） 予算 173 ページの利子補給補助金につきまして、こちらの利率は 0.815%になります。続いて、固定資産税等補助金につきましては、旧高浜分院の固定資産税、こちらは家屋と償却資産部分になりますが、1,191 万 7,400 円。そして高浜豊田病院の固定資産税、家屋部分となりますが、2,655 万 5,000 円の合計 3,847 万 2,400 円を計上させていただいております。

答（経済環境） 173 ページのスマートハウス設備設置費補助金の今年度の件数でございますが 53 件でございます。金額でございますけれども、ちょっと正確な金額を把握しておりませんが、この予算をほぼ使っているという状況でございます。

問（13） では、まず 168、169 ページ、4 款 1 項 2 目の 2、母子保健事業についてお伺いします。母子保健事業の委託料として窓口通訳等業務委託

料が上がってるんですけど、こちらが増額されてるのかな、ちょっとこの内容について今年度と来年度の違いというか、どういった方が窓口の通訳をされるのか、いわゆる週に何回働いていて、どんな言語の通訳をされるのかについてお聞かせいただきたいのと。あと、その下の補助金ということで、一般不妊治療費助成事業補助金を増額されてるので、これの増額理由についてお聞かせいただきたいのと、あと3点目として、予防接種事業として昨年度、医薬材料費として1,405万2,000円が計上されていたんですけど、こちらがなくなってるんですよ。そちらの理由についてもお聞かせください。

答（健康推進） 169 ページの窓口通訳等業務等委託料につきまして対前年度から253万1,000円下がっているというところの理由について御説明も含めてさせていただきます。こちらにつきましては、昨年度まで週5日ポルトガル語の通訳を母子保健事業で契約をさせていただいておりましたが、来年度につきましては、母子保健の関係でベトナムの方の出産が多いということもあって、週1日のベトナム語、週2日のポルトガル語という形で契約を見直しました。ただ、いきいき広場の別の事業、地域福祉グループで同様にベトナム語1、ポルトガル語2という形で、週5の派遣の方から週6の通訳に増えるという形になりますのでよろしく願いいたします。

そして、その下の一般不妊治療費助成事業補助金の若干ではありますが増額理由につきましてですが、来年度108万円を計上させていただいております。こちらは、本市における実績、令和4年度が109万2,270円というのも含めて、過去3年の平均値で計上させていただいております。

答（健康推進 主幹） 予防接種事業の医薬材料費についてですが、こちらは定期接種の一部のワクチンを市が保管して医療機関に配布をしておりましたが、次年度からは保冷冷蔵庫の老朽化によって、先生方も御自身の医療機関で購入して定期接種をしていただけるという御了解をいただきましたので減になっております。

問（13） では、170、171 ページに移りたいと思います。こちらの4、電算情報管理事業なんですけど、これ昨年度よりも約10倍弱増えてるんですよ。これについての内容と増えた理由についてもお聞かせいただきたいと思います。それから、その下の6の妊婦出産包括支援事業なんですけど、こちらについて、補助金として初回産科受診料補助金ということで2万円だけ上がってるんですね。これ新設だと思うんですけど、新設2万円ってなんだろうなっていうところで、内容についてお聞かせいただきたいと思います。それから、その下の3目医療対策推進費の1、補助金の病院群輪番制病院運営費補助金。こちらが約10倍以上に増えているので、その説明もお願いいたします。

答（健康推進） 予算書171ページの電算情報管理事業の保健総合システム修正業務委託料の増額の理由について御説明させていただきます。こちらは、来年度、標準化対応と副本登録対応ということで147万4,000円を予定しております。副本登録対応というのが、既存業務システムであります個人情報マイナンバーとセットで登録して、情報提供ネットワークシステムを通じて、他の行政機関へ提供できるようにするためのシステム改修で、もう一つが国が進めております標準化法に基づきまして、市町村でのシステムを比較検討するための委託料ということで、国は、令和8年度では、平成30年度と比較して、システムの改修費用を少なくとも3割目指すというところで、国庫補助金が充てられている事業となります。

続きまして、同じページの初回産科受診料補助金の2万円の積算の根拠になりますが、こちらにつきましては、助成金額の上限を1万円という形で、2名分を予算計上させていただいております。これは、国が示しております基準額1万円、補助率としては国が2分の1で市が2分の1という形になりますので、こちらで2万円を上げさせていただいております。この初回産科受診料補助金につきましては、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、その妊婦の状況を継続的に把握して必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成することを目的に、来年度以後に

利用した補助対象経費から適用するという事で、現在、準備を進めております。

最後に、同じページの病院群輪番制病院運営費補助金について御説明させていただきます。こちらは、衣浦西尾地区広域第2次救急医療に関する覚書に基づきまして、休日、夜間における入院医療を必要とする重症患者の救急医療体制を確保するための補助金で、4つの病院、碧南市民病院、八千代病院、西尾市民病院、西尾病院を6市、碧南、刈谷、安城、西尾、知立、高浜で案分してお支払いするという形の補助金となります。

答（福祉部） この病院群輪番制の補助金につきましては、6市で交代で幹事市を設けております。令和6年度と令和7年度につきましては、高浜市が幹事市となりますので、6市分を一旦私どもが受入れて、4つの医療機関へお渡しをするという形で増えています。

問（13） 今、6市分であってということで、多分6市分を1度にこの4つの医療機関にお支払いするように高浜市がそれを、言い方よく分かんないけど集金して払うからということでこの金額が出てるのかなと思うんですけどそうすると、昨年が220万5,000円を高浜市として出してるものですから、高浜市としての本来の支払いの必要性のあるものはこの金額でいいということの確認をしたいと思います。

それから引き続き173ページにまいります。先ほどから話題に上っている地域医療振興事業なんですけど、これいつも毎回聞くんですけど、先ほど0.815の利子補給金の利率ってことなんですけど、これに対しての交渉とかはされなかったのかっていうことと。それから、今回土地借地料がなぜこれだけ金額が上がってしまったのかなっていうところ不思議なのでその説明をいただきたいのと、あと経営基盤強化補助金を出してる上で、高浜豊田病院の経営状況についてお聞きしたいんですけど、リハビリとか目の手術とか、それから透析、このあたりがどのように、患者数のほうのあまり患者数が増えてもよくないのかもしれないんですけど、どの程度病院のほうで、高浜豊田病院の経営状況が変わってきているのか、件数とか

金額とか何か分かるものでお願いしたいと思います。

委員長 答弁願います。答えられる範疇で結構です。

答（健康推進） 順番が前後してしまっていて申し訳ありませんが、まず、高浜豊田病院の診療実績等につきましては、ホームページに公表されておりました資料が手元にありますので、それを基にお答えさせていただきます。

透析の1日当たりの件数につきましては7,829件、1日平均透析患者数は25人、眼科は外来の患者さんが4,881名と公表されております。リハビリにつきましては、利用実績の公表がされておられませんので分かりません。外来の1日平均患者数は132.8人。入院の病床稼働率は86.9%と公表されておりました。

続きまして、予算書173ページの土地借地料の関係になります。こちらは、病院事業用地につきましては協定書に基づきまして、市で準備をさせていただく中で、3名の地権者の方と毎年契約をさせていただいております。そのうちの事業用地、駐車場部分の方につきましては、市から、長期の継続契約で固定金額のほうでお願いできないかと依頼をさせていただいたというのと、あと、その場所が地価に比較してかなり安価な借地料で契約されておった、それを長年続いておったというところがありました。加えて同じ時期に商工会が、その地域のところで同じ近い場所で契約をされたときの金額も参考にしながら地権者の方と交渉させていただきました。結果、その部分が上乘せになりまして、昨年度までが418万5,000円という借地料でありましたが、来年度541万円という形となっております。

答（福祉部） それでは予算書の171ページの病院輪番制の補助金のございますけれども、こちらにつきましては、2次救急を担っております4つの医療機関に対して6市で案分をして補助をするわけなんですけれども、人口割で補助をしておりますので、令和5年度、令和6年度ともに高浜市の負担割合は6.61%でございますので、金額的には220万余ということで変更はございません。

それから、予算書の173ページの利子補給補助金のございますけれども、これは

病院を移転新築したときに、私どもが20億円お渡しをするという協定書の約束がございました。ただそれを2億円ずつ、10年で分割でお渡しをする代わりに利子補給補助金を支援するというものでございますが、実際、私どもが渡せなかった部分というのは、医療法人豊田会が様々な金融機関から借入れを起こされております。借入利率を参考にして、お互い協議の上で決めた利率が0.815%でございますのでよろしくお願いをいたします。

問(13) 今の土地の借地料というのが、安価な計算ってというのはこれはどういった基準でされてたのかなっていうのと、あとこれってというのは、いわゆる借地料を地主に払うんだけど、結局全額、豊田会さんから入るという理解でよろしいですかね。入るんであればもしこれ金額上がっちゃってるのでそこを了承されているのかどうかも確認したいのと、あてこのリハビリとか公表がないっていうことで前からずっと言われてて、多分、福祉部長って運営委員会に入られてると思うんですけど、そういったところで確認ができるんじゃないのかなと思うんですけど、そういった確認をされてこなかったのかなっていうところと、あと目の手術に関してはなかなかちょっとあそこでもやってもらえないとかいろんな話がございますので、そのあたりも、やれない程度の目の手術ぐらい、ちょっとよく分かんないんですけど、やれないといったような市民の声からもいろいろございますので、そのあたりについても、どのような状況になっているのかについては、お答えいただけたらなと思います。

それから、同じく173ページ、科目変わりました4目の環境保全推進費についてお聞きいたします。こちらの、衣浦衛生組合の分担金の斎園分が減少になっております。分担金なので言われたままって言われるかもしれませんが、やはりそれはなぜこの分担金が減ったのかっていう部分については、これ斎園も随分老朽化しておりますので、老朽化してるのに減ってるというのがなかなか私には理解できないし、人件費だって上がってるのに何で減るのかなと思うんですけど、そのあたりの理由についてお聞かせいただきたいのと。

あとその下のカーボンニュートラルの推進支援補助金、これ主要・新規のナンバー13、25 ページなんですけど、これ7件って書いてあるんですけど、なぜこれ7件にしたのか、これの根拠と、それからこれCO₂削減の効果についてはどれぐらい効果を見込んでいるのかについて教えてください。

委員長 病院については答えられる範囲で結構です。

答（健康推進） まず予算173ページの土地の借地料の件で、周囲と比較しても安価だと、どのような形で判断をしたかということにつきましてですが、こちらは市内の不動産業者等にその地域であったりとか、高浜市内の平均的な借地料を照会する、教えていただきながら、確かに、それぐらい、どこからどこぐらいの金額が妥当なのかということも含めて目星をつけさせていただいております。こちらの土地の借地料につきましては、今回当初予算書の81ページで不動産貸付収入というところで、高浜豊田病院駐車場の貸付収入で544万3,000円を計上しております。

最後に、高浜豊田病院での眼科につきまして、こちらにも記載があったんですが、一般的な検査、治療、白内障の手術は行いますが、それ以外の入院が必要な場合については、希望する医療機関を紹介しておりますというようなことが記載がありましたので、お伝えさせていただきます。

答（経済環境） まず173ページの衣浦衛生組合分担金（斎園分）が減少した理由でございますが、こちら衣浦斎園の霊柩車に関する事業の廃止などに伴い減少をしております。

2点目のカーボンニュートラルの7件でございますが、今回、カーボンニュートラル推進支援補助金をスタートして、まず事業者の方にCO₂削減のことに気づきをいただきたいというところを鑑みて、今回7件という形で予算計上をさせていただいております。診断、設備、それぞれ7件を予算計上をさせていただいております。効果でございますけども、こちらにつきましては、今回診断士の方が、エネルギー管理士等の診断士の方が診断をされていけますので、そこら辺を今後見据えて、今回の環境基

本計画の目標に向けてPR等もしていきたいと考えております。

問（13） 175 ページに行きます。4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費ですけど、これが窓口等の業務委託料で944万7,000円が966万9,000円ということで、これは1名の委託をされているのかなと思うんですけど、これは随意契約で高浜市総合サービスかどうかというところの確認と、一般的にこれ国が、1名の職場で、それをどう1名と捉えるかっていうところもあるんだと思うんですけど、なかなかちょっと委託にはなじまないということ言ってるんですけど、そのあたりの考え方についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別収集運搬業務委託料、こちらについても増額になっております。こちらについても随意契約かどうか、それから契約相手についても教えていただきたいと思います。

それから、その下の土地借地料320万1,000円。これが不燃物分別拠点、立正寺の南の土地の借地料かなと思うんですけどその確認と、この間の私の一般質問で、これ不燃物も埋立ててたっていうんですけど、借地なのに不燃物埋立ててちょっとびっくりしてたんですけど、これ普通だとなかなか考えられないんですけど、これ大丈夫なんですか。

委員長 倉田議員に申し上げます。土地を確認してからその質問を行ってください。はい、答弁願います。

答（経済環境） まず、窓口業務委託の随意契約の理由でございますが、こちらにつきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号でございます。

次に2点目の窓口業務の人数の御質問でございますが、こちらにつきましては、請負契約でございますのでよろしくお願いたします。

あと、一般廃棄物の収集運搬の関係の御質問でございますが、こちらにつきましては、随意契約の締結をしております。契約相手でございますが、本年度につきましては、高浜衛生株式会社と随意契約の契約を締結しております。

答（市民部） 先ほどの土地借地料につきましては、現在、不燃物の搬入場及び分別収集特別拠点として使用しているところになります。先ほど、お借りして埋め立てていいのかというようなことでしたが、一般廃棄物、コンクリートがらとか陶磁器のがら、ガラス等々は、市の責務で処理する。そういった中で、市有地の中で埋立処分場を確保できればいいのですが、なかなかこの町も苦勞している状況にあります。そうした中で本市では、平成3年度から平成28年度ぐらいまでにかけて埋め立て、要は入れて出して、入れて出してというこゝういうことを繰り返してがらの処理を行ってきたということですが、ですので、20数年にわたって、それなりの市としての責務を果たすために役割を果たささせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

答（13） ちょっと答弁漏れなんですけど、先ほどの窓口業務委託料、これ1名でよろしかったのかということで、請負は請負なので請負だっ一緒なので、偽装請負にならないためにも、1名では職場はあまりよろしくないってことで通達来てると思うんで、これ1名かということと、今回増額理由になったところについては、御答弁ありませんでしたのでお願いします。

それから、高浜衛生さんの随意契約についても増額理由については御答弁ございませんでしたのでお願いいたします。

それから、土地の借地料について今お話がありました、平成28年度まで埋め立て繰り返したってことなんですけど、現在はどのような状況なんでしょうか。お願いいたします。

委員長 ほか4款ありますか。倉田委員。

答（13） 新たなものはございません。

委員長 答弁願います。答弁できますか。

答（経済環境） まず、1点目の窓口業務委託の人数でございますが、こちら4名でございます。

あと、2点目の一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別収集運搬業務の委

託料の増加した理由でございますけれども、こちらにつきましては、人件費の上昇が主な要因となっております。

答（市民部） 不燃物搬入場が今現在どういうふうに使われているかということでございますが、コンクリートがら、陶磁器がら等の不燃物を搬入していただいて、コンテナの中に入れて溜めておいて、将来はそれを処理するという機能と、資源を分別収集でそこで分別するという特別拠点として利用しております。

委員長 ほかに。

問（13） 高浜衛生さんに全部委託でこれ人件費が上昇したってことなんですけど、結局、高浜市としてはこれを全部見てると、いわゆる一般廃棄物とか資源ごみの収集運搬に関しては全て委託でやっていて、直営でやってるものはゼロだと思うんですね、これを見ると。今、能登半島地震のことを思うと、やはり災害ごみっていうのが非常に問題になっていて、ほかの自治体では一部直営でやってるところとかあるんですけど、そういう考えもなく、今後も全部委託、来年度も委託で全部やるっていう考えなのかなと思うんですけど、そこら辺の考えもあったらお願いしたいんですが。

委員長 答弁願います。

答（市民部） 市にはそういうノウハウもなく、業者同士のつながりもなく、災害時のことを考えるからこそ、業者同士のつながりの中で災害のごみを処理していく場所を探したり、もちろん市としても探しますけれども、そういう処理については、やはりたけているところに私どもは委託するほうが逆に安いというふうに考えておりますし、特殊な法律もございますので、そういった法律の中でやっておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、4款の質疑を打ち切ります。
お諮りします。

本日の日程は、一般会計の質疑終了予定でしたが、会議時間の関係で、本日は一般会計歳出4款衛生費までにとどめ、明日8日、午前10時より再開したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日は一般会計歳出4款衛生費までとし、明日8日、午前10時より再開し、引き続き質疑を行いますので、よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会します。

委員長挨拶

散会 午後4時48分